

増やすタイプ

受け取るタイプ

贈るタイプ

2025年4月版

えらべる 外貨建 一時払 終身

市場価格調整
機能あり

5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット (契約概要・注意喚起情報)

増やす

受け取る

贈る

商品内容やリスクを解説した動画、予定利率や
為替レート等をホームページでご覧いただけます。

スマートフォンから
アクセスできます
(一部機種除く)。



**この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

この商品は、保険金等を円でお受け取りいただく場合、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。また、指定通貨のままお受け取りいただく場合でも、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、解約返戻金に適用される市場価格調整のため、損失が生じるおそれがあります。

ご契約前に必ずお読みください。

- 「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さま

にとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

- ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

明治安田

この商品は、まとまった資金を外貨建で 長期(10年目安)に運用することができ、
3つのタイプから選べる 外貨建一時払終身保険です。

将来のために
円より高い利回りの外貨で
増やしたい

増やす タイプ

期間を選んで資産を増やしながら、
死亡保険金をのこせます。

5・6ページへ

外貨での 運用益を
受け取り ながら
家族にの こしたい

受け取る タイプ

定期支払 金を毎年、
一生涯受け 取りながら
死亡保険金 をのこせます。

7～10 ページへ

資産を
家族へ生前贈与したい
または
外貨で増やしながら
自分で受け取りたい

贈る タイプ

保険のしくみで生前贈与をしながら、
死亡保険金をのこせます。
受取人をご自身にすることで
一生涯の死亡保障にかえて、
自分年金*としても活用できます。

11～20ページへ

*生存給付金を年金のように毎年受け取ることができるため、「自分年金」と表現しています。

お客さま専用サイト
MYほけんページ 21ページへ

MYほけんページに登録することで、ご契約内容の確認や即日解約ができます。

商品のしくみは 5～20ページへ

アフターフォローは 21～24ページへ

用語説明は 25・26ページへ



この商品はお客さまにご負担いただく諸費用がありま す。さらに、
為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっ ては、損失
が生じるおそれがあります。

くわしく は41・42ページへ

この商品のリスクについて

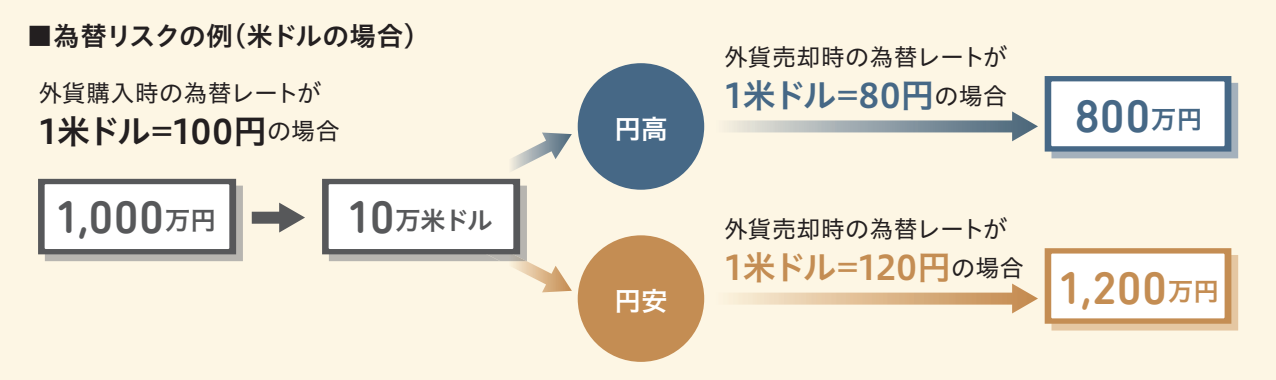
この商品には主に以下のリスク(損失が生じるおそれ)があります。

種類	対象となるリスク
死亡保険金・定期支払金*1・生存給付金*2	① 為替リスク
解約返戻金*3	① 為替リスク ② 金利変動リスク

*1 契約者が毎年お受け取りいただくお金をいいます。
*2 生存給付金受取人が毎年お受け取りいただくお金をいいます。
*3 解約・減額時の返戻金のことをいいます。

① 為替リスク

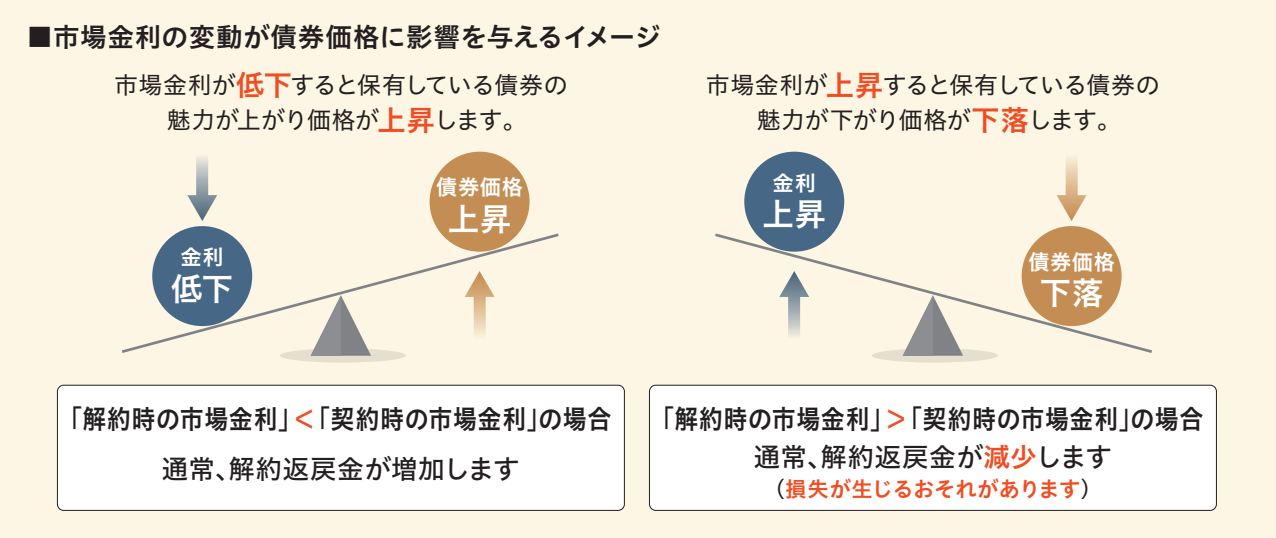
この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額(円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、損失が生じるおそれがあります。



※為替手数料は考慮していません。

② 金利変動リスク(市場価格調整)

この商品は、積立金を米ドル建または豪ドル建の固定金利の債券等で運用していますが、債券の満期(償還)を待たずに売却する場合は、市場金利の情勢に応じて売却価格が変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を、この商品では行います。
このため、保険契約の型(タイプ)に応じて、所定の期間は解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



この保険における「為替リスク」および「金利変動リスク」は、ご契約者または受取人が負います。

この商品の費用について

この商品には、ご契約者または受取人に
ご負担いただく費用があります。くわしくは41・42ページへ

例 一時払保険料を円でお払い込みいただき、解約返戻金を円で受け取る場合
※保険料は指定通貨でお払い込みいただくこともできます。また、解約返戻金は指定通貨のまま受け取ることもできます。

資金の流れ

一時払保険料

円を指定通貨に交換

指定通貨の利回りで運用

解約返戻金

指定通貨を円に交換

解約返戻金の円換算額

必要となる費用

一時払保険料を円で払い込むとき

■為替手数料

円入金特約を付加して、一時払保険料を円で払い込む場合に適用する明治安田所定の為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。
この為替手数料はお客さまのご負担となります。

円入金特約における為替レート：TTM+25銭

契約時および保険期間中

■保険契約にかかる費用

項目	内容	費用
契約初期費用	ご契約の締結にかかる費用	基本保険金額に対して保険契約の型ごとの契約初期費用率を乗じた金額を契約時に控除します。 「契約初期費用率」については41・42ページへ
保険契約関係費用	ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用	積立金から毎年控除します。 被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。

保険契約にかかる費用は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■解約時にかかる費用

この商品では、解約時にかかる費用はありません。

解約返戻金を円で受け取る時

■為替手数料

円支払特約を適用して、円で受け取る場合に適用する明治安田所定の為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。
この為替手数料はお客さまのご負担となります。

円支払特約における為替レート：TTM-25銭

「TTM」については26ページをご覧ください。

※円支払特約における為替レート(TTM-25銭)は将来変更される場合があります。

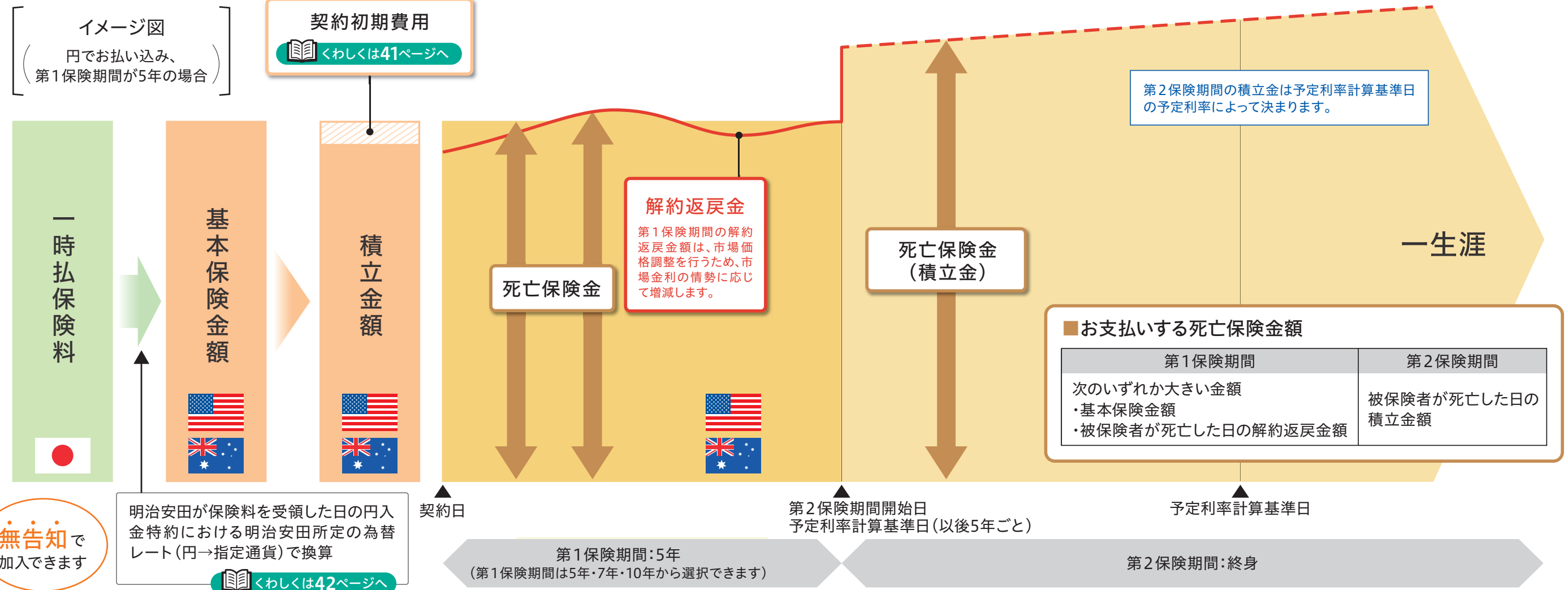
増やすタイプ

期間を選んで資産を増やしなが
ら、死亡保険金をのこせます。



この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは41・42ページへ



無告知で
加入できます

特徴

1 期間を選択できます。

- 第1保険期間は**5年・7年・10年**から選択いただけます。



●市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

特徴

2 死亡保障を一定期間抑えることで、受取額が増加します。

- 第1保険期間の死亡保障を抑えることで、第2保険期間の**死亡保険金(積立金)**が**指定通貨建て**で増加します。

特徴

3 好きなタイミングで運用成果を確保できます。

- 第2保険期間の**死亡保険金・解約返戻金は積立金と同額**です(市場価格調整は行いません)。
- MYほけんページ**で運用状況の確認や即日解約ができます。



●円で受け取る場合、為替レートによっては一時払保険料を下回ることがあります。

受け取るタイプ(定額プラン)

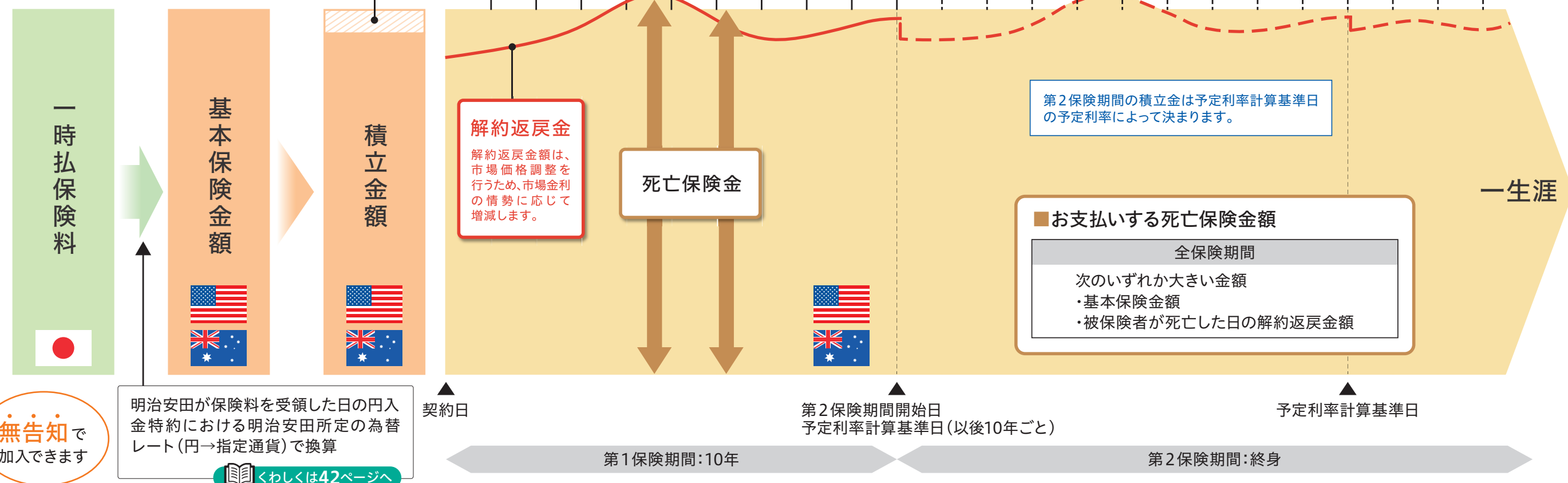
定期支払金を毎年、一生涯受け取りながら、死亡保険金をのこせます。

イメージ図
(円でお払い込みの場合)

契約初期費用
くわしくは41・42ページへ

定期支払金 (基本保険金額 × 定期支払率)
くわしくは29ページへ

指定通貨または円のいずれでもお受け取りいただけます。
毎年の年単位の契約応当日ごとに一生涯お受け取りいただけます。



無告知で
加入できます

明治安田が保険料を受領した日の円入金特約における明治安田所定の為替レート(円→指定通貨)で換算

くわしくは42ページへ

特徴

1 毎年、定期支払金を一生涯受け取れます。

●定期支払金は、契約日の翌年から毎年、**一生涯お受け取り**いただけます。



- 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に予定利率および定期支払率が見直されます。
- 市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

特徴

2 定期支払金額は10年間一定です。

- ご契約から10年間の定期支払金は、**指定通貨建て**で**確定**します。
- 定期支払金は**円でもお受け取り**いただけます。



- 定期支払金を円で受け取る場合、明治安田所定の為替レートで円換算するため、円での受取額は変動します。

特徴

3 一生涯の死亡保障を確保できます。

- 定期支払金の受取回数にかかわらず、万一の場合、**死亡保険金をお受け取り**いただけます。



- 円で受け取る場合、為替レートによっては一時払保険料を下回ることがあります。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

受け取るタイプ(10年ごと 充実プラン)

定期支払率2段階化特約付加



この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは41・42ページへ

受け取るタイプ(10年ごと充実プラン)の他に、受け取るタイプ(定額プラン)もあります。

くわしくは7・8ページへ

契約日から10年ごとに、毎年の定期支払金の10倍の定期支払金を受け取れます。

定期支払金 (基本保険金額 × 定期支払率A※1)

※1 契約日または予定利率計9回の定期支払金算出に適用される率です。

くわしくは29・30ページへ

10年ごと定期支払金 (基本保険金額 × 定期支払率B※2)

※2 予定利率計算基準日の定期支払金算出に適用される率です。

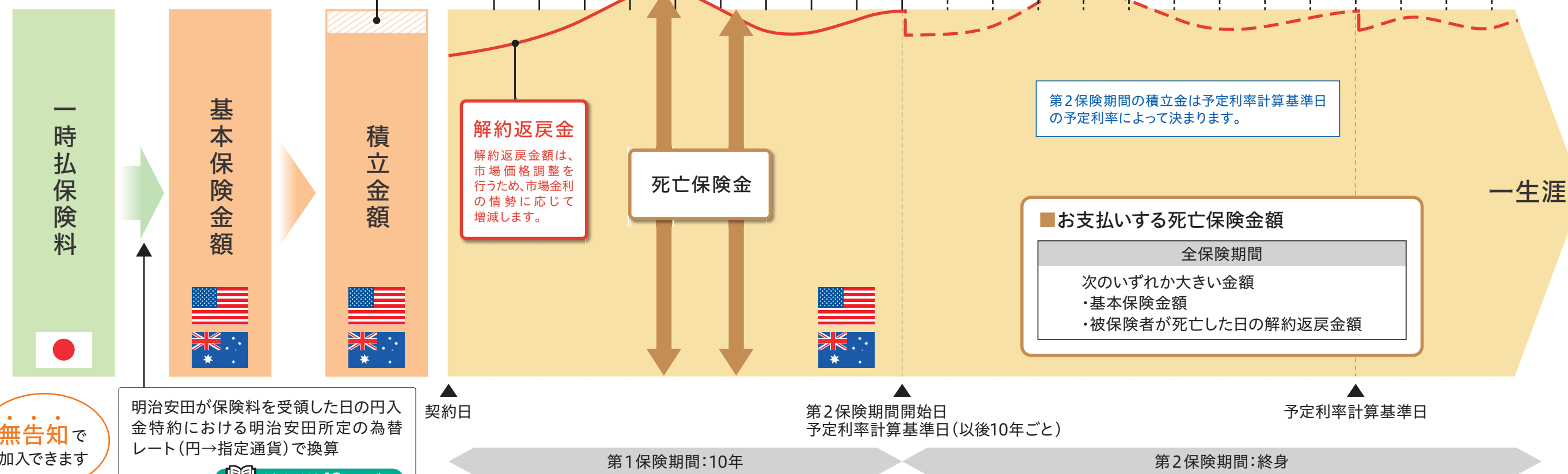
指定通貨または円のいずれでもお受け取りいただけます。

毎年の年単位の契約応当日ごとに一生渡お受け取りいただけます。

イメージ図
(円でお払い込み、定期支払率2段階化特約付加の場合)

契約初期費用

くわしくは41・42ページへ



無告知で
加入できます

明治安田が保険料を受領した日の円入金特約における明治安田所定の為替レート (円→指定通貨) で換算

くわしくは42ページへ

特徴

1 毎年、定期支払金を一生渡受け取れます。

●定期支払金は、契約日の翌年から毎年、**一生渡お受け取り**いただけます。

特徴

2 契約日から10年ごとに10倍の定期支払金を受け取れます。

●契約日から10年ごとに「10年ごと定期支払金」は、なります。

●定期支払金は**円でもお受け取り**いただけます。

特徴

3 一生渡の死亡保障を確保できます。

●定期支払金の受取回数にかかわらず、万一の場合、**死亡保険金をお受け取り**いただけます。



●契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に、予定利率および定期支払率A・定期支払率Bが見直されます。

●市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。



●「10年ごと定期支払金」以外の定期支払金は、「定額プラン」と比べて少

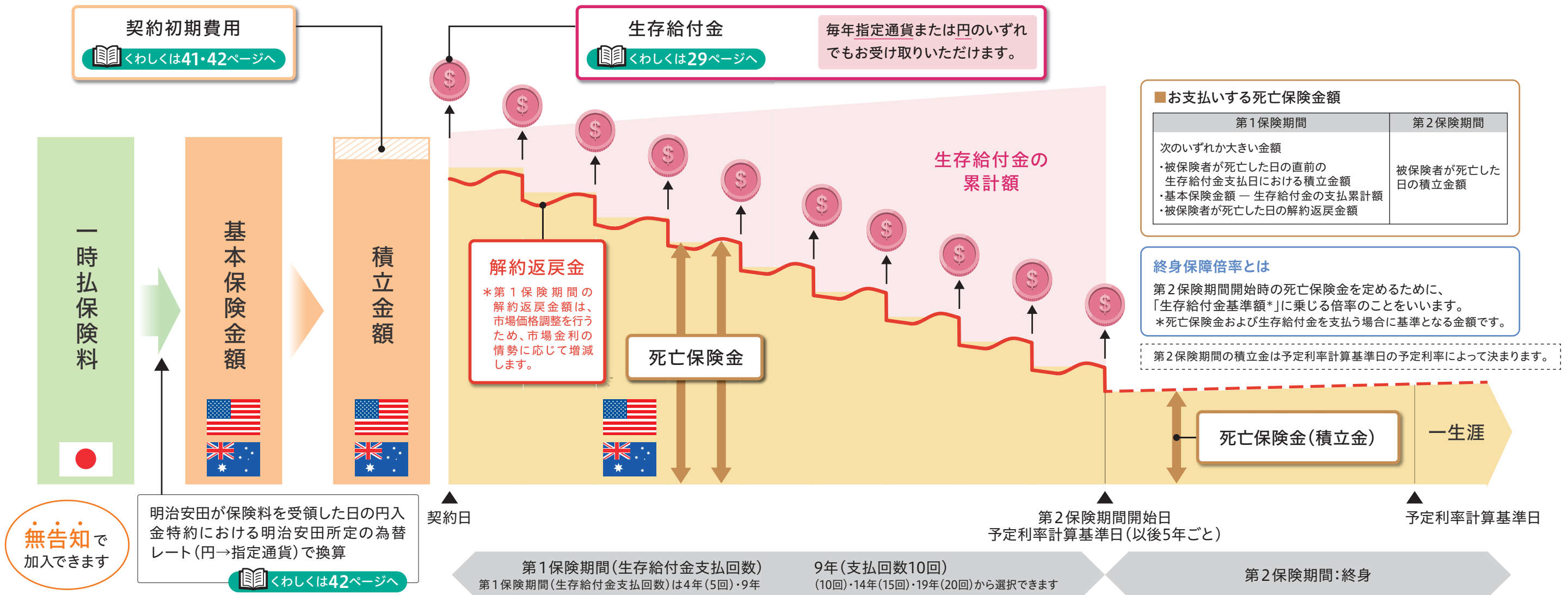
●定期支払金を円で受け取る場合、明治安田所定の為替レートで円換算する



●円で受け取る場合、為替レートによっては一時払保険料を下回ることがあります。

贈るタイプ

〔イメージ図（円でお払い込みの場合）〕



特徴

1 ご契約後すぐに生存給付金を受け取れます。

くわしくは15ページへ

特徴

2 死亡保障と同時に準備

- 生存給付金の支払回数選択いただけます。
- 第2保険期間開始時点**0・2.5・5倍**



- 終身保障の金額後、契約は消滅し
- 市場金利情勢等にあります。

生前贈与を
できます。

は**5・10・15・20回**から

の死亡保険金は生存給付金基準額のから選択いただけます。

0倍を選択した場合は、最終回の生存給付金の支払ます。
よっては、お取り扱いの内容が変更となる場合が

特徴

3 生前贈与をかんたんに
行うことができます。

- 贈与税の基礎控除を活用して生前贈与を行うことができます。

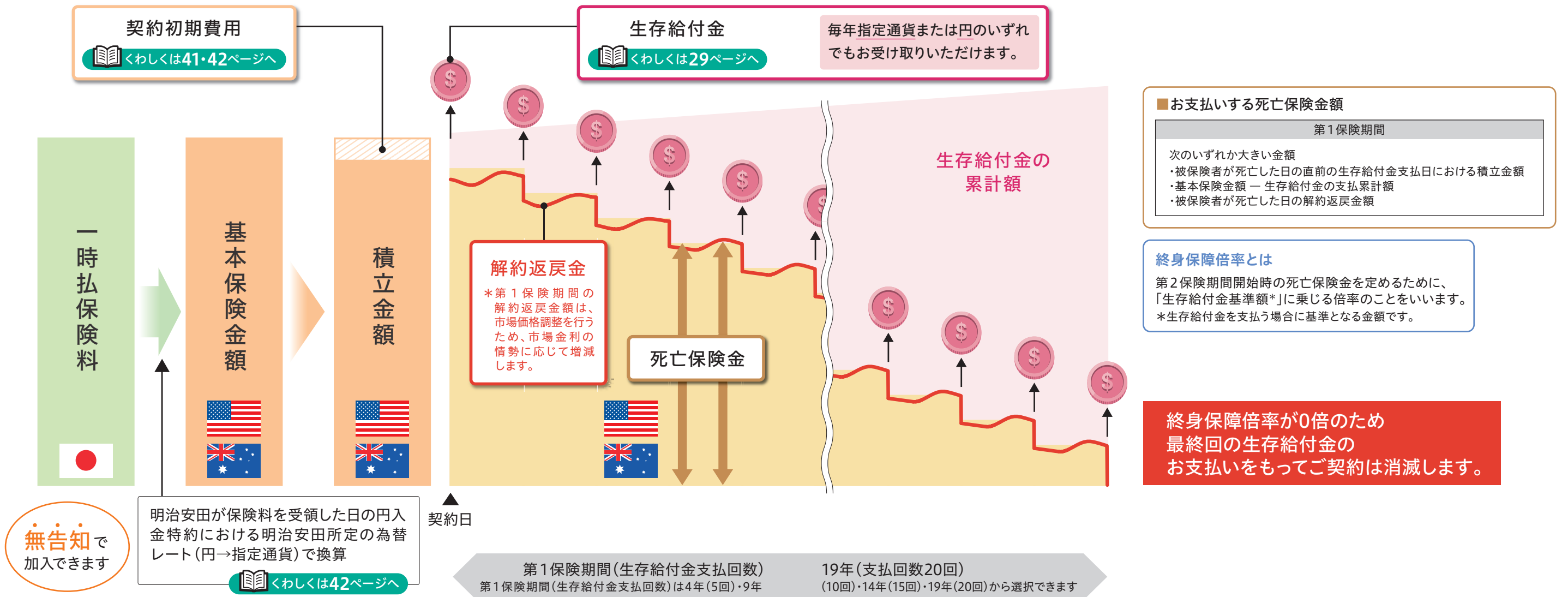
くわしくは16ページへ

- 贈与契約書の作成が省略**できます。

くわしくは17ページへ

贈るタイプ

〔イメージ図（円でお払い込みの場合）〕



- 特徴 1** ご契約後すぐに生存給付金を受け取れます。

くわしくは15ページへ

特徴 2 死亡保障と同時に準備

 - 生存給付金の支払回数選択いただけます。
 - 第2保険期間開始時点 **0・2.5・5倍**

●終身保障の金額後、契約は消滅し
●市場金利情勢等にあります。

特徴 3 外貨で運用しながら生存給付金を受け取れます。

 - 生存給付金基準額は、契約日に**指定通貨建て**で**確定**します。
 - 生存給付金は、指定通貨または円のいずれでもお受け取りいただけます。

●生存給付金を円で受け取る場合、明治安田所定の為替レートで円換算するため、円での受取額は変動します。
- 自分年金を
できます。

は**5・10・15・20回**から

の死亡保険金は生存給付金基準額の
から選択いただけます。

0倍を選択した場合は、最終回の生存給付金の支払
ます。
よっては、お取り扱いの内容が変更となる場合が

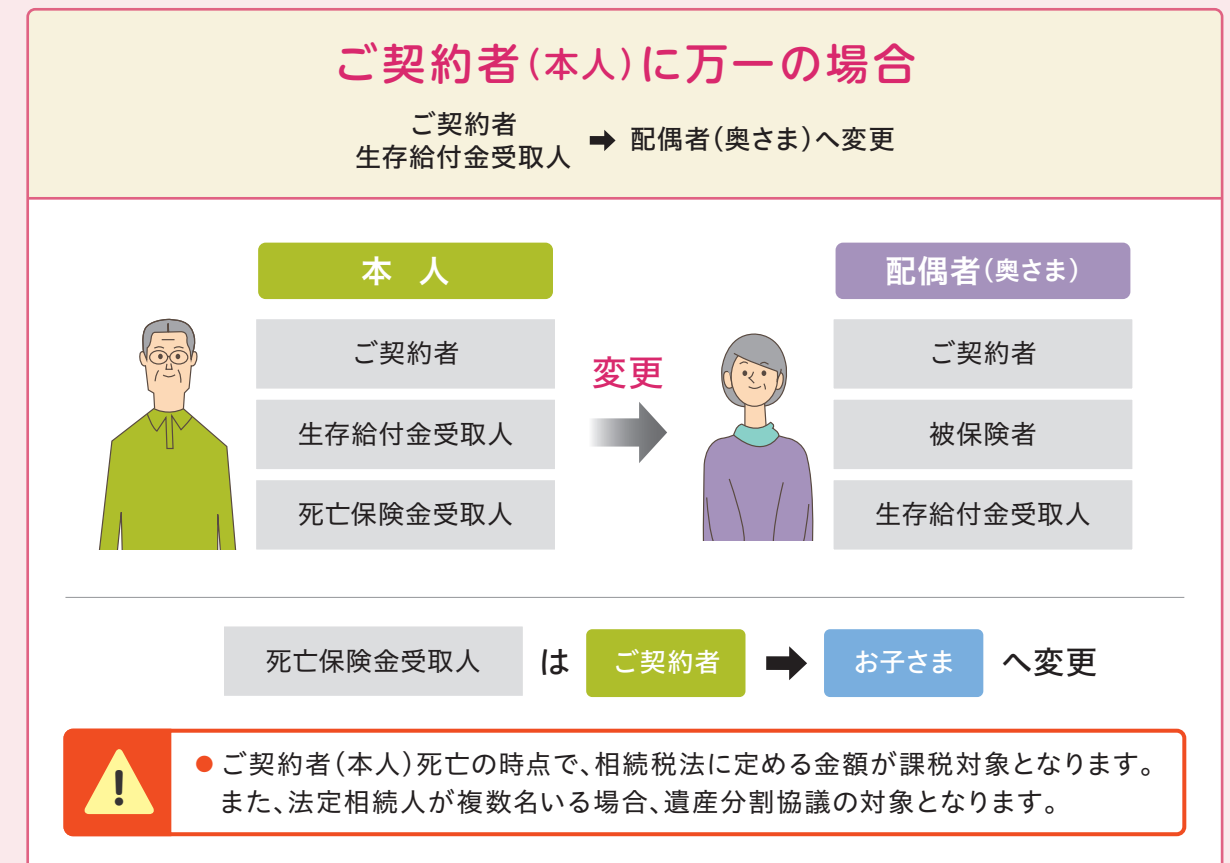
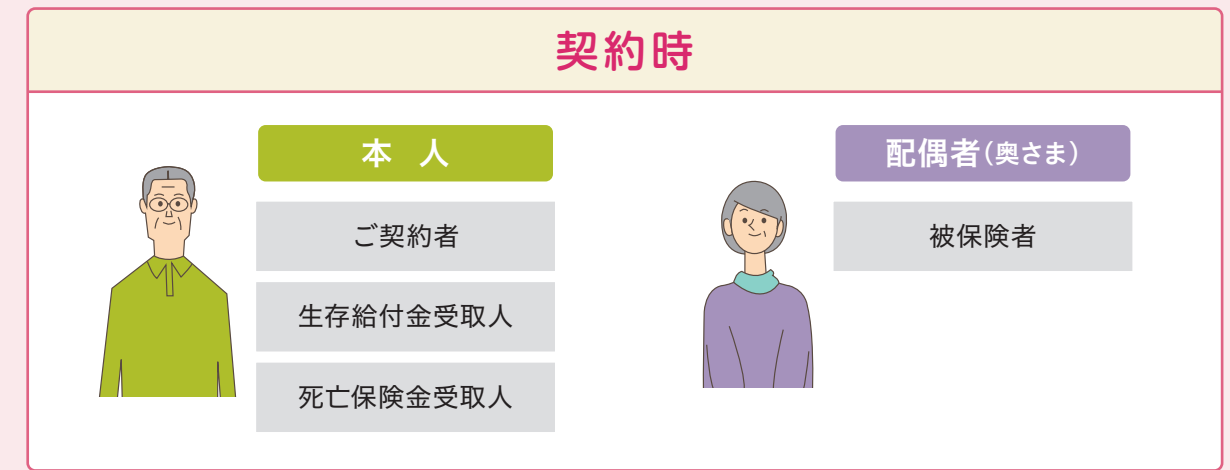
この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは41・42ページへ

生存給付金をご自身で受け取りながら、
万一の場合、ご家族が生存給付金の受け取りを
引き継ぐこともできます。

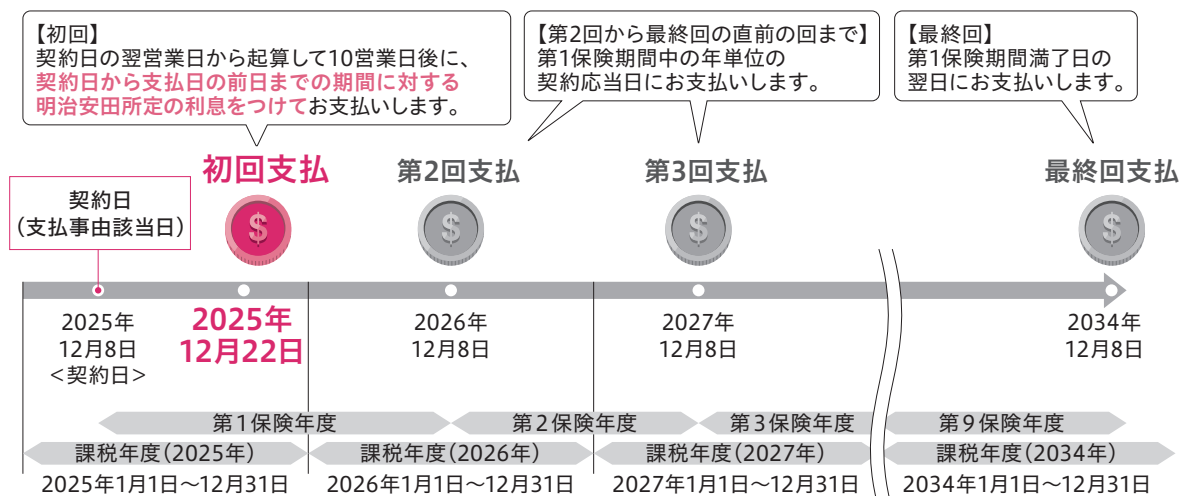
〈 ご契約例 〉

ご契約者	本人	被保険者	配偶者(奥さま)
生存給付金受取人	本人	死亡保険金受取人	本人



ご契約後すぐに生存給付金を受け取れます。

〔生存給付金のお受取りイメージ〕 生存給付金支払回数10回の場合



初回生存給付金の贈与日は契約日となるため、契約日を含む課税年度から贈与税の基礎控除を活用できます。



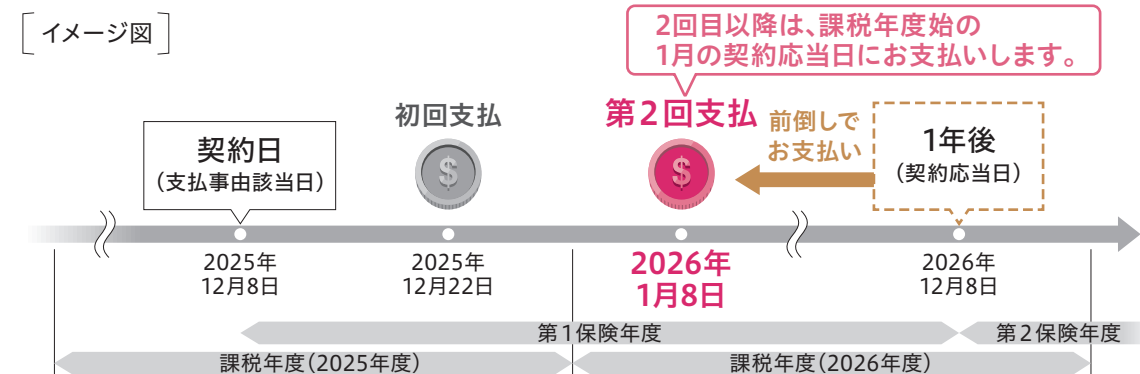
- 初回の生存給付金のお支払いは、所定の書類が明治安田に到達した日によっては、着金日が変更となる可能性があります。

「生存給付金の1月支払機能」を活用することで、できるだけ早く生前贈与することもできます。

ご契約時に終身保障倍率0倍を選択された場合のみお取り扱いができます。

- 2回目以降の生存給付金を、課税年度始の1月にお支払いします。

〔イメージ図〕



※毎年の契約応当日に生前贈与することもできます(契約時に選択いただきます)。



- 「生存給付金の1月支払機能」を活用された場合、2回目以降の生存給付金を年単位の契約応当日より早くお支払いするため、生存給付金基準額は、毎年の契約応当日に受け取る場合と比べて少なくなります。
- 終身保障倍率が0倍のため、最終回の生存給付金のお支払いをもって契約は消滅します。

毎年の贈与金額を、基礎控除額(110万円)以下に抑えることもできます。

※ご契約時に、「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」を適用していただく必要があります。

※「円建上限額の範囲と単位」を満たす必要があります。 [くわしくは31ページへ](#)

基礎控除についてくわしくは贈与に関するQ&A(19・20ページ)へ

- 「円建上限額」を超えた分を「繰越準備金」として積み立て、翌年以降に繰り越すことで、為替変動による円でのお受取額への影響を小さくできます。
- 円でのお受取額の上限が決まるため、円安時でも贈与税が大きくなることはありません。
- 最終回の生存給付金お支払時に繰越準備金に残金がある場合、その繰越準備金をご契約者に円でお支払いします。

〔イメージ図〕 生存給付金支払回数10回、生存給付金基準額10,000米ドルの場合

生存給付金支払回数	1回	2回	3回	最終回
円換算為替レート(ドル→円)	1米ドル=130円	1米ドル=100円	1米ドル=100円	1米ドル=120円
生存給付金基準額	10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル
繰越準備金(米ドル建)	—	1,538米ドル	538米ドル	1,000米ドル
生存給付金と繰越準備金の円換算額合計	130万円	115.3万円	105.3万円	132万円
円建上限額を110万円に指定した場合	20万円分(1,538米ドル)を米ドル建で積立	5.3万円分(538米ドル)を米ドル建で積立		22万円はご契約者にお支払い(雑所得)・住民税の対象
円でのお受取額	110万円	110万円	105.3万円	110万円
円建上限額110万円	20万円	5.3万円	5.3万円	22万円
毎回の生存給付金に、贈与税はかかりません				

※上記はイメージ図であり、実際のご契約内容を示すものではありません。また実際の為替の動きとは無関係です。

※上記は「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」のしくみを簡易に説明したものであり、繰越準備金の利息等は考慮していません。

※米ドル建の繰越準備金額は1米ドル未満、生存給付金を円で受け取った場合の金額は千円未満を切り捨てており、実際の計算結果とは異なる場合があります。



- 円建上限額の指定金額や為替レートの変動等により、お受け取りいただく金額が円建上限額に満たない場合があります。
- 生存給付金円建上限額を指定された場合、指定の取り消しや変更はできません。
- 基本保険金額を減額された場合、その割合に応じて円建上限額も減額されます。
- 「生存給付金円建上限額」を110万円に指定された場合でも、生存給付金受取人が他の手段により贈与を受けたときなど、1年間に贈与を受けた財産の合計価値が110万円を超える場合には、贈与税の申告・納税が必要となります。
- 円建上限額を指定しなかった場合、為替レートの変動により贈与税の基礎控除額(110万円)を超えた場合に贈与税の申告・納税が必要となります。

「贈与契約書」の作成が省略できます。

一般的な暦年贈与

「贈与契約書」の作成が必要

贈与の記録を残すため、毎年贈与のつど、「贈与契約書」を作成し、贈与者と受贈者で取り交す必要があります。



振込み手続き(贈与者から受贈者へ)が必要

毎回、贈与する人の口座から、贈与を受ける人の口座への振込み手続きが必要です。



贈与する人

贈与を受ける人

この商品なら、手続きが簡略化できます

「贈与契約書」の作成は省略

生存給付金のお支払いの際に、明治安田が発行する「支払明細書」を贈与の記録としてご使用いただけるため、**贈与契約書の作成は省略**できます。



明治安田がお振込み

受贈者(生存給付金受取人)の口座へ、毎回、**明治安田がお振込み**いたします。



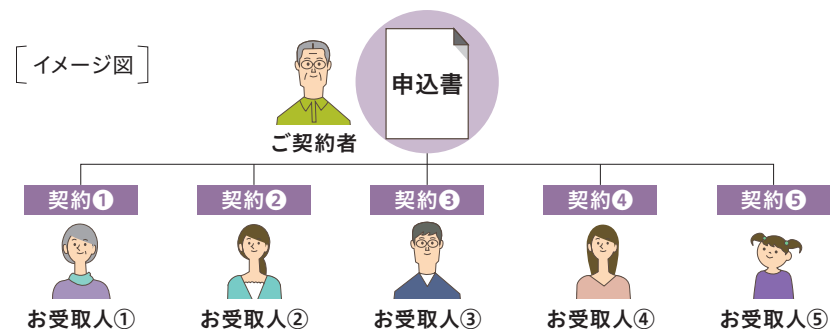
明治安田

贈与を受ける人

贈与先は最大5人まで、一括でのお申し込みができます。

一回のお申し込みで、複数人への贈与もまとめてかんたんにお手続きができます。

[イメージ図]



生存給付金受取人、死亡保険金受取人以外の申込内容は同一である必要があります。

生存給付金の請求手続きについて

ご契約時



ご契約者
(贈与する人)

ご契約のお手続き



- ご契約者は、ご自身以外を生存給付金受取人に指定する場合、必ず事前に指定した生存給付金受取人に生存給付金の受け取りについて、ご説明いただき、了解を得てください。
- ご契約時には生存給付金受取人の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、続柄をお申込書にご記入いただく必要があります。

明治安田からご請求書を生存給付金受取人へ郵送



生存給付金のお受取人

生存給付金のご請求書に必要事項をご記入のうえ、明治安田に郵送いただきます。



ご指定の口座でお受け取り

契約日の翌営業日から起算して10営業日後にお受け取りいただけます。



所定の書類が明治安田に到達した日によっては、着金日が変更となる可能性があります。

翌年(2回目)以降



ご契約者
(贈与する人)

支払期日の4ヵ月前を目途に事前案内を送付いたします。生存給付金受取人に変更がないかをご確認いただきます。

変更がなければお手続きは不要です。

生存給付金受取人のご指定の口座に自動送金いたします。



ご契約内容によっては、別途お客さまから書類を提出いただく場合があります。



生存給付金の請求手続きは将来変更になる場合があります。

贈与に関するQ&A

本書面に記載されている税務の取り扱いについては、2025年3月現在の税制に基づくものです。
今後、税制の変更にともない、保険料のお払い込み、保全お手続き、保険金等のお受け取り、
相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。
なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

Q.1 贈与税はどのようにして課税されますか？

- A.1 ●贈与税は、個人から財産をもらった場合に、そのもらった人に対して課される税です。
- 【暦年課税】
- 贈与があったつど課税されるものではなく、暦年(1月1日～12月31日)単位で受けた贈与財産の価額を合計し、以下の計算方法で計算されます。
- 1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下であれば、贈与税は課税されず、贈与税の申告をする必要もありません。

〈贈与税の計算方法〉

(贈与財産の合計額－110万円) × 税率－控除額

【贈与税の速算表】

基礎控除後の課税価格		通常		直系尊属からの贈与*1	
		税率	控除額	税率	控除額
200万円以下		10%	—	10%	—
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下	20%	25万円		
400万円超	600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
600万円超	1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超	1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超	3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超	4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超				55%	640万円

*1 18歳以上の方(贈与を受けた年の1月1日時点)が、直系尊属から贈与を受けた場合、その他の贈与に比べ、税率や控除額が優遇されます。

Q.2 生存給付金の円建上限額を指定する場合に注意すべきことはありますか？

- A.2 【暦年課税】
- 贈与税の基礎控除額は受贈者(贈与を受ける人)1人につき、年間110万円です。
- 円建上限額を110万円に指定した場合であっても、生存給付金受取人がほかの手段で贈与を受けているときなど、1年間に贈与を受けた財産の合計価額が110万円を超える場合は、贈与税の申告・納付が必要となります。
- 必ず事前に、生存給付金受取人にそのほかの贈与の有無を確認のうえ、円建上限額を指定してください。
- ※円建上限額を指定する場合、「円建上限額の範囲と単位」を満たす必要があります。

📖 [くわしくは31ページへ](#)

Q.3 ご契約者が亡くなる前7年*2以内の贈与は、相続税の課税対象になりますか？

- A.3 【暦年課税】
- 受贈者が相続または遺贈(遺言によって遺言者の財産を贈与すること)によって財産を取得した場合、ご契約者(被相続人)の相続開始前7年*2以内の贈与財産は、相続財産に加算され相続税の課税対象になります。
- ※相続または遺贈により財産を取得しない孫等への贈与財産は除きます。
- *2 令和5年度税制改正により、生前贈与の加算対象期間が、相続開始前3年以内から7年以内へと2024年1月以降の贈与から順次延長されます。

Q.4 相続時精算課税とは？

- A.4 ●以下の条件をすべて満たす場合、受贈者の選択により適用できる制度です。
- ・贈与者が贈与をした年の1月1日時点で60歳以上

・受贈者が贈与を受けた年の1月1日時点で18歳以上

・贈与者と受贈者の関係が親子か祖父母と孫
- ※一度、適用の届出を出すと、その贈与者からの贈与について、暦年課税への変更はできません。
- 相続時精算課税においても毎年110万円の基礎控除があります。基礎控除後の贈与財産の合計額が特別控除額(2,500万円)を超える場合、その超過分に対して一律20%の贈与税が課されます。相続税を計算する際は、相続時精算課税を選択した贈与財産の合計額(基礎控除後)を相続財産に加算します。相続時精算課税により生じた贈与税額は、相続税額から控除できます(控除できない贈与税額があれば還付されます)。

Q.5 「定期贈与」とは？

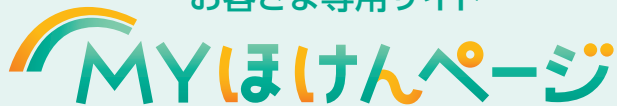
- A.5 ●「定期贈与(定期金に関する権利の贈与)」とは、贈与契約を結んで、一定期間にわたり、財産を給付していくことです。10年間毎年100万円贈与すると約束した場合、1年ごとに贈与されたと考えのではなく、贈与の約束をした年に将来にわたって1,000万円をもらえる権利が贈与されたものとして、贈与税が課税されます。

Q.6 「贈るタイプ」による贈与は、「定期贈与」に該当しませんか？

- A.6 ●以下の理由により生存給付金受取人が定期的に贈与を受けることが確定しないため「定期贈与」には該当しません。
- ①被保険者が死亡された場合、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われるため、生存給付金の受け取りが確定していないこと。
- ②ご契約者の判断で生存給付金受取人の変更が可能であること。

充実したアフターフォロー

お客さま専用サイト



MYほけんページの登録方法については55・56ページをご覧ください。

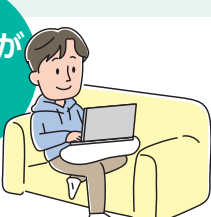
「MYほけんページ」では、ご契約内容の確認やお手続き等ができます

ご契約内容が
わかる



家からでも外出先からでも契約内容・
解約返戻金を確認できます*1

即日解約が
できる



当日の為替レートで
解約手続きができます*2

メールで
案内が届く



運用状況等のご契約情報を
メールでお知らせします*3

【WEB解約の受付時間は次のとおりです】



	米ドル建	豪ドル建
WEB解約	月曜～金曜 10:30～23:00	月曜～金曜 11:00～23:00

- *1 当日の円支払特約における明治安田所定の為替レート(指定通貨→円)は、米ドルは10:30頃、豪ドルは11:00頃に反映します。
*2 WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワードを受信するための携帯電話番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きは円貨での受け取りのみです。
*3 MYほけんページへのメールアドレスの事前登録が必要です。



ホームページ(チャットサービス等)

手続き方法の確認などのご質問については、
ホームページにある
「チャットボット」や「よくあるご質問」もご活用ください。

チャットボットの
ご利用はこちら



よくあるご質問の
ご利用はこちら



電話サービス

ご契約内容が
わかる



契約内容・解約返戻金を
確認できます*4

即日解約が
できる



当日の為替レートで
解約手続きができます*5

- *4 当日の円支払特約における明治安田所定の為替レート(指定通貨→円)は、米ドルは10:30頃、豪ドルは11:00頃に反映します。
*5 電話での解約手続きは月曜～金曜のみとなります。また、電話での解約手続きは円貨での受け取りのみです。

⚠ 電話解約の手続きには、**送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。**

明治安田
コミュニケーションセンター



ようこそ ハロー
0120-453-860

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

【電話解約の受付時間は次のとおりです】



	米ドル建	豪ドル建
電話解約	月曜～金曜 10:30～18:00	月曜～金曜 11:00～18:00

ご契約後の明治安田からのご案内

ご契約後

1 生命保険証券・保険証券付属書

- 送付方法:簡易書留
- 発送時期:通常、契約成立後3営業日程度で発送
※ただし、お申込内容により、さらに日数を要する場合があります。

2 【MYほけんページIDのお知らせ】または【MYほけんページIDのご案内】

通知に記載のIDで
MYほけんページをご利用ください。

- 発送時期:契約成立後2週間程度で発送
※送金口座の登録状況等により通知物の内容は異なります。

3 生存給付金請求書 ※「贈るタイプ」を選択いただいた場合に送付します。

- 送付先:生存給付金受取人あて
- 発送時期:通常、契約成立後5営業日程度で発送
※初回の生存給付金お支払後は、生存給付金受取人へ簡易書留(転送不要)で支払明細書を
送付します。

4 生命保険料控除証明書(控除証明書はご契約年のみの発送)

- 1月1日から9月30日までのご契約 → 9月下旬～10月下旬頃に発送
- 10月1日から12月31日までのご契約 → ご契約成立後に随時発送

5 明治安田からのお知らせ 作成日時点の契約内容が確認できます。

- 年1回発送いたします。

6 定期支払金お支払のお知らせ ※「受け取るタイプ」を選択いただいた場合に送付します。

- 発送時期:定期支払金支払期日の3ヵ月前(ご契約者あて)
※定期支払金お支払後は、定期支払金受取人へ支払明細書を送付します。

7 生存給付金お支払のお知らせ ※「贈るタイプ」を選択いただいた場合に送付します。

- 発送時期:生存給付金支払期日の4ヵ月前(ご契約者あて)
※契約月が9～12月で「生存給付金の1月支払機能」を選択された場合、2回目のお支払が
契約月から4ヵ月以内に到来するため、事前のお知らせは送付いたしません。
※生存給付金お支払後は、生存給付金受取人へ支払明細書を送付します。

※定期支払金や生存給付金のお支払いにあたっては、別途、お客さまから書類を提出いただく場合があります。

※上記に記載された書類以外も郵送されることがあります。
※サービスの内容は2025年4月現在のものであり、予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

みんなの健活サービス

明治安田は、「健康に向けた前向きな活動＝健活」に一緒に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田のサービスはWEB(MYほけんページ)および電話でご利用いただけます。



MYほけんページにて
ご利用いただけるサービスです。

明治安田ホームページからアクセスしてください。



電話で
ご利用いただけるサービスです。

お手元に MY ほけんページ ID もしくは生命保険証券番号のいずれかをご用意ください。

早期発見・受診・治療



検診予約サービス

“けんしん”(健康診断・がん検診)を全国の医療機関から比較検討することができます。価格、検査コース等の条件を設定し、WEBからかんたんに検索・予約できます。

提供:マーン(株)



オンライン診療サービス

ご自宅等にしながら、インターネットを通じて病院やクリニックの診療を受けていただくことができます。

提供:(株)MICIN

専門家による電話相談



24時間健康相談サービス

ご自身やご家族の健康に関する電話相談を24時間いつでも無料でお受けいたします。

提供:ティーベック(株)



介護相談サービス

ケアマネジャーや社会福祉士等が、介護に関するご相談を24時間無料でお受けいたします。

提供:明治安田システム・テクノロジー(株) 介護の広場本部/ティーベック(株)

※上記のサービスの他にも、お客さまの健康状態に応じた幅広いラインアップをご用意しています。

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか明治安田コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

※「みんなの健活サービス」は、各業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については明治安田生命保険相互会社が保証するものではありません。サービスのご利用は、お客さまの判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害・紛争が発生しても明治安田生命保険相互会社は責任を負いかねます。

※サービスのご利用には所定の条件がございます。ご要望にそえない場合もございますので、ご利用条件の詳細、ご不明な点は各業務委託先へお電話等にてご相談ください。

※サービスのご利用には「健康・医療・介護等に関するサービス取扱規定」が適用されます。

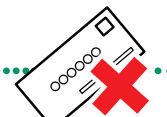
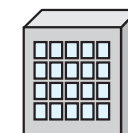
※サービスの内容は、2025年4月現在のものであり、予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

～確実なお支払いのための取り組み～

お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

MY安心ファミリー登録制度

あらかじめご契約者以外の連絡先(第二連絡先)を登録いただくことで、明治安田からお客さまへの連絡をしっかりとフォローします。



MYほけんページから登録いただけます!

ご契約者に連絡がとれない場合、第二連絡先にご契約者の連絡先を確認

お客さまの声 手続きのために子どもに連絡すると「『音信なし』が元な証拠と思っていたけれど、何があるかわからないから、今後は時々電話するよ」と、連絡を取りあう良いきっかけになりました(80代女性)
※当内容は、お客さまからいただいた感想を当社にて抽出して記載しています。

MY長寿ご契約点検制度

保険金等を確実ににお支払いするため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先・受取人変更の有無を確認する明治安田独自の制度です。

■ ご契約点検の流れ

1 「長寿点検のお知らせ」の郵送

1 で返信がない場合

2 電話連絡による確認

2 で連絡がとれない場合

3 訪問による確認 ※90歳以上のお客さま

77歳
(喜寿)

90歳
(卒寿)

99歳
(白寿)

108歳
(茶寿)

111歳
(皇寿)

「MYアシスト+ (プラス)」制度

生命保険のお手続きの際に加齢に伴う視力・聴力の低下や長期療養および後遺症等により、**自筆困難等のご自身でのお手続きが難しいお客さまをサポートします。**

※お客さまに意思能力があることが前提です
※新契約のお手続きは除きます

サポートメニュー お手続きの内容に応じて…

明治安田職員による代筆



ご自宅等に明治安田職員が訪問し、お手続きの代筆をいたします
※本制度に登録がなくても明治安田職員による代筆の利用は可能です

「MYアシスト+ (プラス)」制度にお申し込みいただくと…



登録番号からお客さまを特定し、担当者がご相談内容を確認いたします

さらにアシスト・デスクを用意



ご契約内容やお手続きについて、専任の担当者が電話やメールで直接回答いたします

ご契約関係者の連絡先登録

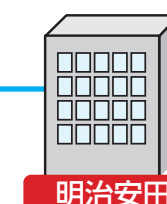
ご契約関係者(被保険者・受取人)のご連絡先を新たに登録いただくことで**請求権利者と直接連絡をとることが可能**となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。

【例】

親

1 明治安田からの通知などで
お亡くなりになっている
事実が判明

ご契約者かつ被保険者



保険に入っていることは
知らなかった

2 連絡先の登録があることで
直接、請求権利者に請求を
ご案内

子

受取人

MYほけんページから登録いただけます!

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

用語説明

一時払保険料	保険契約締結のお申し込みの際にお払い込みいただく金額のことをいい、 円入金特約を付加した場合は円で、付加しない場合は指定通貨でお払い込みいただきます。
基本保険金額	この保険の保険金等を支払う場合の基準となる外貨建の金額のことをいい、一時払保険料が円の場合はお払込金額の指定通貨換算額、一時払保険料が指定通貨の場合はお払込金額と同額となります。
積立金	将来の保険金等の支払いのために、明治安田が積み立てる金額のことをいい、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額となります。
解約返戻金	ご契約を解約・減額された場合にご契約者にお支払いする金額です。この商品は、保険契約の型(タイプ)に応じて、所定の期間は積立金等に市場価格調整を適用して解約返戻金額が算出されます。 円支払特約を適用することで、解約返戻金を円でお受け取りいただくこともできます。
予定利率	死亡保険金額や積立金額等を算出する際に基準となる利率のことをいいます。 毎月2回(1日と16日)、指定通貨、保険契約の型(タイプ)、第1保険期間ごとに明治安田が設定し、積立金に適用されます。 契約日が申込日と異なる場合は、契約日の予定利率が適用されます。具体的な利率は、「生命保険ご提案書」等をご確認ください。
生存給付金基準額	贈るタイプ 生存給付金や死亡保険金を支払う場合に基準となる金額をいいます。基本保険金額、予定利率、生存給付金支払回数および終身保障倍率等に基づき計算されます。
円建上限額	贈るタイプ 生存給付金の支払金額の円建の上限額のことをいいます。 契約締結の際、ご契約者が定めます。
繰越準備金	贈るタイプ 円換算額が円建上限額を超過する場合、「円換算額から円建上限額を差し引いた金額」を、明治安田所定の為替レートで指定通貨に換算した金額に、明治安田所定の利息をつけて積み立てた金額のことをいいます。
契約日	保険契約が始まる日をいいます。保険期間の起算日や年齢の計算等の基準日になります。明治安田が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)となります。
契約応当日	契約日に対応する日のことで、年単位および月単位の契約応当日のことをいいます。 (例) 契約日が2025年4月1日の保険契約の場合、年単位の契約応当日は2026年以降の毎年の4月1日となります。月単位は毎月の1日となります。

契約年齢	契約日におけるご契約者または被保険者の満年齢のことをいいます。 特に指定のない場合、本資料では 契約日における被保険者の満年齢 をさします。
TTM	TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、金融機関で外貨を売買する際の基準レートのことをいい、この商品では明治安田所定の金融機関が公示する値を適用します。対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値となります。
為替リスク	為替の変動によって、外貨を円換算したときの価値が変動することにより、差損(差益)が生じることをいいます。 円安 … 日本円の価値が海外の通貨よりも安くなることです。米ドルを保有している場合、円に対して米ドルの価値が上がることになり、米ドルを円に換算した場合、為替による差益が生じます。 円高 … 日本円の価値が海外の通貨よりも高くなることです。米ドルを保有している場合、円に対して米ドルの価値が下がることになり、米ドルを円に換算した場合、為替による差損が生じます。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1

引受保険会社の名称と住所等について

- 名 称 明治安田生命保険相互会社
- 住 所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- 連絡先 明治安田コミュニケーションセンター TEL 0120-453-860
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2

この商品の特徴としくみについて

- 保険商品の名称(正式名称)
5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建) [B]

- 商品の特徴
この商品は、ご契約時に指定通貨建(米ドル・豪ドル)で保障をご準備いただける外貨建の一時払終身保険であり、さらにお客さまのニーズにあわせて3つの保険契約の型からお選びいただけます。

増やすタイプ

- 生涯にわたる死亡保障をご準備いただけます。
- 第1保険期間は5年・7年・10年の中からご契約時に選択いただけます(契約時の市場金利の情勢や、被保険者の年齢・性別により、一部は取り扱いをしていない場合があります)。
- 第1保険期間の死亡保険金を抑えることで、第2保険期間の指定通貨建の死亡保険金(積立金)を大きくしています。
- 第1保険期間の解約返戻金は、積立金または基本保険金額のいずれか小さい方を基準として、市場価格調整を適用して算出します。第2保険期間は市場価格調整がないため、解約返戻金は死亡保険金(積立金)と同額となります。

受け取るタイプ

- 生涯にわたる死亡保障をご準備いただけるほか、契約日から起算して1年経過以降、年単位の契約応当日ごとに被保険者が生存している場合、ご契約者に定期支払金を生涯にわたりお支払いします。
- 死亡保険金を抑えることで、指定通貨建の定期支払金を大きくしています。
- 定期支払率2段階化特約を付加することで、契約日から10年ごとに、毎年の定期支払金の10倍の定期支払金を受け取ることができます(「10年ごと定期支払金」以外の定期支払金は、定期支払率2段階化特約を付加しない場合と比べて少なくなります)。
- 解約返戻金は、第1保険期間、第2保険期間を通じて積立金または基本保険金額のいずれか小さい方を基準として、市場価格調整を適用して算出します。

贈るタイプ

- 生涯にわたる死亡保障をご準備いただけます。
- 第2保険期間開始時の死亡保険金は、生存給付金基準額とご契約時に選択いただいた終身保障倍率(0倍、2.5倍、5倍)に応じた金額となります。ただし、終身保障倍率が0倍の場合、最終回の生存給付金支払日の到来時にこの保険は消滅するため、第2保険期間中の死亡保障はありません。
- 毎年の生存給付金支払日(初回は契約日)に被保険者が生存している場合、契約日または年単位の契約応当日および第1保険期間満了日の翌日に選択いただいた生存給付金支払回数(5回、10回、15回、20回)に応じた生存給付金をお支払いします。
- 生存給付金に円建上限額を指定された場合、その金額を上限に生存給付金を円建でお支払いします。
- 第1保険期間の解約返戻金は、解約直前の生存給付金支払日の積立金を基準として、市場価格調整を適用して算出します。第2保険期間は市場価格調整がないため、解約返戻金は死亡保険金(積立金)と同額となります。

3

保障内容について

死亡保険金のお支払金額

保険契約の型	お支払金額		受取人
	第1保険期間	第2保険期間	
増やすタイプ	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	被保険者が死亡した日の積立金額	死亡保険金受取人
受け取るタイプ	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額		
贈るタイプ	次のいずれか大きい金額 ・被保険者が死亡した日の直前の生存給付金支払日*1における積立金額*2 ・基本保険金額から「生存給付金基準額×生存給付金の支払事由が発生した回数」を差し引いた金額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	被保険者が死亡した日の積立金額	

*1 被保険者が生存給付金支払日の当日に死亡した場合はその日とします。
*2 契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に死亡した場合は、契約日の積立金額となります。
※保険金は原則、指定通貨でお支払いします。指定通貨は米ドルまたは豪ドルとなります。なお、「円支払特約」を付加することで、円でお受け取りいただくこともできます。
※保険金について、すえ置支払いや年金支払いを選択することはできません。
※被保険者の死亡後に定期支払金または生存給付金をお支払いしていた場合、死亡保険金等からその金額が差し引かれます。
※高度障害保険金はありません。

■ 定期支払金のお支払い事由 (受け取るタイプのみ)

● 定期支払金のお支払い事由は以下のとおりとなります。

保険契約の型	お支払いする場合	お支払いする金額	受取人
受け取るタイプ 「定額プラン」	被保険者が年単位の契約応当日 (支払事由該当日) に生存しているとき	基本保険金額 × 定期支払率*1	保険契約者
受け取るタイプ 「10年ごと 充実プラン」	被保険者が予定利率計算基準日を除く年単位の契約応当日 (支払事由該当日) に生存しているとき	基本保険金額 × 定期支払率A*2*3	
	被保険者が予定利率計算基準日 (支払事由該当日) に生存しているとき	基本保険金額 × 定期支払率B*2*4	

- *1 契約日および予定利率計算基準日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて明治安田が定めます。契約日または予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日に支払われる定期支払金から直後に到来する予定利率計算基準日に支払われる定期支払金まで10回分適用します。
- *2 契約日および予定利率計算基準日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて、定期支払率Bが定期支払率Aの10倍の率となるよう明治安田が定めます。ただし、最後の予定利率計算基準日は、定期支払率Aのみを定めます。
- *3 契約日または予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日に支払われる定期支払金から直後に到来する予定利率計算基準日の前年の年単位の契約応当日に支払われる定期支払金まで9回分適用します。最後の予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日以後の期間に支払われる定期支払金については、定期支払率Aを適用してお支払いします。
- *4 契約日または予定利率計算基準日の直後に到来する予定利率計算基準日に支払われる定期支払金に適用します。

■ 生存給付金のお支払い事由 (贈るタイプのみ)

● 生存給付金のお支払い事由は以下のとおりとなります。

保険契約の型	お支払いする場合	お支払いする金額	受取人
贈るタイプ	被保険者が以下の日に生存しているとき 1. 第1回の生存給付金 契約日 (支払事由該当日) 2. 第2回以降の生存給付金 生存給付金支払日 (支払事由該当日)	1. 第1回の生存給付金 生存給付金基準額*1に 明治安田所定の利息*2 を付した金額 2. 第2回以降の生存給付金 生存給付金基準額	生存給付金受取人*3

- *1 生存給付金を支払う場合に基準となる金額です。
- *2 契約日から第1回の生存給付金に対する生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息をお支払いします。
- *3 生存給付金受取人は1契約につき1名のみ指定いただきます。

● 生存給付金は、以下の生存給付金支払日にお支払いします。

生存給付金	生存給付金支払日
第1回	契約日の翌営業日から起算して10営業日後*4
第2回から最終回の直前の回まで	第1保険期間中の年単位の契約応当日*5
最終回	第1保険期間満了日の翌日

- *4 初回の生存給付金のお支払いは、所定の書類が明治安田に到達した日によっては、着金日が変更となる可能性があります。
- *5 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

■ 保険金等をお支払いできない場合

Q 参照 保険金等をお支払いできない場合については44ページをご覧ください。

■ 特約・特則について

円入金特約

- 保険契約のお申し込みの際に、ご契約者からのお申し出によりこの特約を付加することで、円で一時払保険料をお払い込みいただけます。
円入金特約を付加しないで、指定通貨でお払い込みいただくこともできます。
- 円でお払い込みいただいた金額を、明治安田が所定の為替レートで指定通貨に換算し、換算後の金額を保険契約締結の際の基本保険金額とします。
- この特約に適用する為替レートは、明治安田が一時払保険料相当額を受け取った日 (指定口座への着金日) における明治安田所定の為替レートとなります。
ただし、その日が明治安田または明治安田が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

円支払特約

- この特約を適用することで、死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金等を円でお受け取りいただけます。
- この特約は、死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金等のご請求の際に、ご契約者または受取人からのお申し出により適用されます。
- この特約に適用する為替レートは、以下の適用日における明治安田所定の為替レートとなります。

種類	為替レート適用日*1	適用レート
死亡保険金	所定の書類が明治安田に到達した日	TTM-25銭
定期支払金・生存給付金	定期支払金・生存給付金等の支払事由該当日、または所定の書類が明治安田に到達した日のいずれか遅い日*2	
解約返戻金	所定の書類が明治安田に到達した日、または、明治安田の定める方法により解約手続きが完了した日	

- *1 その日が明治安田または明治安田が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。
- *2 「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」を適用する場合、生存給付金の為替レート適用日は、支払事由該当日となります。ただし、支払事由該当日が明治安田または明治安田が指定する金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日とします。

定期支払率2段階化特約 (受け取るタイプのみ)

- 保険契約のお申し込みの際に、ご契約者からのお申し出によりこの特約を付加することができます。
- この特約を付加することで、受け取るタイプ「10年ごと充実プラン」となります。
- この特約を適用した場合の定期支払金のお支払い事由は29ページの「定期支払金のお支払い事由」をご覧ください。
- この特約のみを解約・中途付加することはできません。

生存給付金円建上限額を指定する場合の特則(贈るタイプのみ)

- この特則を適用することで、お受け取りになる生存給付金の上限額を円建で指定し、円で受け取ることができます(指定いただいた金額を円建上限額とします)。
- 為替の変動により、生存給付金の円換算額が円建上限額を超えた場合、超えた金額を指定通貨建で繰越準備金として明治安田所定の利息*¹をつけて積み立てておき、次の支払時に生存給付金と繰越準備金の合計額を円換算したうえで、円建上限額まで支払います。
- 最終回の生存給付金支払時に生存給付金と繰越準備金の合計額の円換算額が円建上限額を超えた場合は、超えた金額をご契約者に円で支払います。

生存給付金 給付内容	円換算額(注)が円建上限額を超えた場合	円建上限額をお支払いします
	円換算額(注)が円建上限額以下の場合	円換算額をお支払いします
(注)円換算額は、生存給付金額と繰越準備金額の合計額を生存給付金の支払事由該当日における明治安田所定の為替レートで円に換算した金額となります。		
円建上限額の 範囲と単位	以下の算式で計算された金額(10万円未満切り捨て)以上、10万円単位で指定 一時払保険料* ² $\frac{\text{生存給付金支払回数} + \text{終身保障倍率}}{\text{円換算率}}$ ただし、円建上限額の範囲は50万円以上、1億円以下とします。	

- *¹ この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については明治安田ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。
- *² 指定通貨で入金する場合は、一時払保険料を契約時に適用される明治安田所定の為替レート(TTM+25銭)で円に換算した金額となります。
- ※円建上限額の指定金額や為替レートの変動等により、お受け取りいただく金額が指定上限額に満たなくなる場合があります。
- ※生存給付金円建上限額を指定された場合、指定の取り消しや変更はできません。また、お受け取りは円のみとなります。
- ※基本保険金額を減額された場合、その割合に応じて円建上限額も減額されます。

終身保障不担保特則(贈るタイプのみ)

- この特則は、保険契約の型が贈るタイプの場合で、終身保障倍率を0倍としたときに適用する特則です。この場合、**最終回の生存給付金支払日をもってご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。**
- 終身保障倍率が0倍の場合、第2回以降の生存給付金支払日を「毎年1月の月単位の契約応当日」とすることもできます(ご契約時に選択いただきます)。その場合、以下のとおりお支払いします。

生存給付金	生存給付金支払日
第1回	契約日の翌営業日から起算して10営業日後* ¹
第2回	契約後最初に到来する1月の月単位の契約応当日
第3回から最終回	第2回の生存給付金支払日後に到来する第1保険期間中の毎年1月の月単位の契約応当日* ²

- *¹ 初回の生存給付金のお支払いは、所定の書類が明治安田に到達した日によっては、着金日が変更となる可能性があります。
- *² 契約日の属する月が1月の場合は、最終回の生存給付金支払日は、第1保険期間満了日の翌日とします。

■ 予定利率について

予定利率とは

- 保険金等を算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。
- 毎月2回(1日と16日)、明治安田が設定します。保険契約の型に応じ以下のとおりとなります。

保険契約の型	増やすタイプ	受け取るタイプ	贈るタイプ
予定利率の設定	・指定通貨および第1保険期間の年数ごとに設定	・指定通貨および被保険者の年齢ごと*に設定	・指定通貨および第1保険期間の年数ごとに設定

*契約日および予定利率計算基準日における「0歳～75歳」および「76歳～85歳」の年齢群ごとに設定します。

- 契約日および予定利率計算基準日における予定利率を次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。
- 一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。**
- 予定利率計算基準日とは予定利率を更新する日のことです。保険契約の型に応じ以下のとおりとなります。

保険契約の型	増やすタイプ	受け取るタイプ	贈るタイプ
予定利率計算基準日	・第2保険期間開始日および第2保険期間開始から5年ごとの年単位の契約応当日	・第2保険期間開始日および第2保険期間開始から10年ごとの年単位の契約応当日	・第2保険期間開始日および第2保険期間開始から5年ごとの年単位の契約応当日

※ただし、被保険者の年齢が106歳以上となる日以後の年単位の契約応当日を除きます。

- 予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。この商品の最低保証予定利率は0.25%です。

■ 実質的な利回りについて

この商品における実質的な利回りについては保険契約の型に応じて以下のとおり表示しています。

保険契約の型	実質的な利回りの定義
増やすタイプ	「第2保険期間開始時点における解約返戻金額」の基本保険金額に対する年換算利回り(複利)
受け取るタイプ	「第2保険期間開始時点における解約返戻金額」と「定期支払金の支払累計額」の合計額の基本保険金額に対する年換算利回り(複利)
贈るタイプ	「最終回の生存給付金支払時点における解約返戻金額」と「生存給付金の支払累計額」の合計額の基本保険金額に対する年換算利回り(複利)

※保険期間中の解約返戻金がこの利回りで増加するものではありません。

※実質的な利回りは、契約年齢、性別、保険契約の型、第1保険期間の年数および予定利率等により異なりますので、「生命保険ご提案書」等にてご確認ください。

■ 積立金について

将来の保険金等の支払いのために、明治安田が積み立てる指定通貨建の金額のことをいい、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額となります。

■この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

■お取り扱いの内容

増やすタイプ

指定通貨	米ドル・豪ドル ^①		
保険料の払込方法	一時払		
保険期間	第1保険期間：5年・7年・10年 第2保険期間：第1保険期間満了日の翌日から終身		
契約年齢範囲 (満年齢)	第1保険期間	被保険者	ご契約者
	5年	0歳～90歳	18歳～90歳
	7年	0歳～88歳	18歳～88歳
	10年	0歳～85歳	18歳～85歳
一時払保険料		指定通貨で お払い込みいただく場合	円で お払い込みいただく場合
被保険者年齢			
最低 保険料 ^③	0歳～90歳	2万米ドル・2万豪ドル	200万円
	0歳～15歳	第2保険期間開始時の死亡保険金 1,000万円相当額 ^② に対応する保険料	第2保険期間開始時の死亡保険金 1,000万円相当額 ^② に対応する保険料
	16歳～17歳	第2保険期間開始時の死亡保険金 5,000万円相当額 ^② に対応する保険料	第2保険期間開始時の死亡保険金 5,000万円相当額 ^② に対応する保険料
	18歳～90歳	第2保険期間開始時の死亡保険金 5億円相当額 ^② に対応する保険料	第2保険期間開始時の死亡保険金 5億円相当額 ^② に対応する保険料
取扱単位		1,000米ドル・1,000豪ドル	10万円
基本保険金額の増額・減額		増額：取り扱いません 減額：取り扱います	
告知		無告知でご加入いただけます	
死亡保険金受取人の範囲		原則、被保険者の3親等内の親族	
契約者貸付		取り扱いません	

① ご契約後の指定通貨や保険期間の変更はできません。

② 「第2保険期間開始時の死亡保険金」を、契約日における明治安田が毎年設定する通算用為替レートで円換算した金額(円入金特約を付加した場合は、円により払い込まれた一時払保険料に基づき計算される金額)です。

③ 同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

※ご契約の具体的な内容については、後日郵送される生命保険証券等を必ずご確認ください。

受け取るタイプ

指定通貨	米ドル・豪ドル ^①		
保険料の払込方法	一時払		
保険期間	第1保険期間：10年 第2保険期間：第1保険期間満了日の翌日から終身		
契約年齢範囲 (満年齢)	被保険者	ご契約者	
	0歳～85歳	18歳～85歳	
一時払保険料		指定通貨で お払い込みいただく場合	円で お払い込みいただく場合
最低 保険料 ^③	被保険者年齢		
	0歳～85歳	2万米ドル・2万豪ドル	200万円
	0歳～15歳	1,000万円相当額 ^②	1,000万円
	16歳～17歳	5,000万円相当額 ^②	5,000万円
最高 保険料 ^③	18歳～85歳	5億円相当額 ^②	5億円
	取扱単位	1,000米ドル・1,000豪ドル	10万円
基本保険金額の増額・減額		増額：取り扱いません 減額：取り扱います	
告知		無告知でご加入いただけます	
死亡保険金受取人の範囲		原則、被保険者の3親等内の親族	
契約者貸付		取り扱いません	

① ご契約後の指定通貨の変更はできません。

② 明治安田が毎年設定する通算用為替レートで指定通貨に換算した金額が上限となります。

③ 同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

※ご契約の具体的な内容については、後日郵送される生命保険証券等を必ずご確認ください。

贈るタイプ

指定通貨		米ドル・豪ドル ①				
保険料の払込方法		一時払				
保険期間	第1保険期間 (生存給付金支払回数)		4年 (5回)	9年 (10回)	14年 (15回)	19年 (20回)
	第2保険期間		第1保険期間満了日の翌日から終身 ②			
契約年齢範囲 (満年齢)	第1保険期間 (生存給付金支払回数)		被保険者		ご契約者	
	4年 (5 回)		0歳～90歳		18歳～90歳	
	9年(10回)		0歳～85歳		18歳～85歳	
	14年(15回)		0歳～80歳		18歳～80歳	
	19年(20回)		0歳～75歳		18歳～75歳	
一時払保険料		指定通貨で お払い込みいただく場合		円で お払い込みいただく場合		
	被保険者年齢					
最低 保険料	0歳～90歳	3万米ドル・3万豪ドル		300万円		
最高 保険料 ④	0歳～15歳	1,000万円相当額 ③		1,000万円		
	16歳～17歳	5,000万円相当額 ③		5,000万円		
	18歳～90歳	5億円相当額 ③		5億円		
取扱単位		1,000米ドル・1,000豪ドル		10万円		
基本保険金額の増額・減額		増額：取り扱いません 減額：取り扱います				
生存給付金基準額の範囲		5,000指定通貨以上				
告知		無告知でご加入いただけます				
生存給付金受取人の範囲	ご契約者と被保険者の関係		生存給付金受取人			
	ご契約者・被保険者が同一		原則、ご契約者、被保険者、 被保険者の3親等内の親族			
	ご契約者・被保険者が別人		ご契約者・被保険者の いずれかのみ			
死亡保険金受取人の範囲		原則、被保険者の3親等内の親族				
終身保障倍率		0倍・2.5倍・5倍				
契約者貸付		取り扱いません				

① ご契約後の指定通貨や保険期間の変更はできません。

② 終身保障倍率を0倍に設定し終身保障不担保特則を適用した場合は、最後の生存給付金支払日をもって契約が消滅します。

③ 明治安田が毎年設定する通算用為替レートで指定通貨に換算した金額が上限となります。

④ 同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※生存給付金受取人・死亡保険金受取人は1契約につき1名のみ指定いただけます。

※市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となることがあります。

※ご契約の具体的な内容については、後日郵送される生命保険証券等を必ずご確認ください。

5 解約返戻金と市場価格調整について

- 保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
※解約返戻金は原則、指定通貨建でお支払いします。
- 「増やすタイプ」「贈るタイプ」の第1保険期間の解約返戻金額および「受け取るタイプ」の解約返戻金額は積立金額等に市場価格調整を適用して計算されます。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

【解約返戻金の例】

<契約例>

タイプ：増やすタイプ 被保険者の契約年齢：70歳 性別：男性
適用されている予定利率：3.50% 解約計算日に定める利率(下表のとおり)
指定通貨：米ドル 予定利率適用期間：10年 基本保険金額：100,000米ドル

経過 年数 (年)	解約返戻金額(米ドル)			
	解約計算日に定める利率 3.50%(±0%)		解約計算日に定める利率 6.5%(3.0%上昇)	解約計算日に定める利率 0.5%(3.0%低下)
	返戻率(%)			
1	98,153	98.1	75,914	127,867
3	99,326	99.3	81,335	122,010
5	99,518	99.5	86,281	115,268
7	99,710	99.7	91,527	108,899
10	100,000	100.0	100,000	100,000

※解約返戻金額は、解約計算日に定める利率と、契約時の予定利率との変動幅が0%、+3.0%、-3.0%の場合において、解約計算日に定める利率に0.1%を加算した市場価格調整を適用して1ドル未満を切り捨てて表示しています。

※返戻率は、「解約返戻金額÷基本保険金額×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※経過年数は、契約日から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

上記の数値は計算例です。具体的なご提案の数値は「生命保険ご提案書」にてご確認ください。

🔍 参照 解約返戻金の計算方法についてはくわしくは37・38ページへ

市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額等の際の市場金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額の際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少することがあり、逆に、市場金利が低下した場合には解約返戻金額は増加することがあります。
- 「増やすタイプ」「贈るタイプ」は、予定利率計算基準日の直前1ヵ月間は市場価格調整率が0となります。
- 「受け取るタイプ」は、予定利率計算基準日とその直前の1ヵ月間および直後の1ヵ月間は市場価格調整率が0となります。
- 「増やすタイプ」「贈るタイプ」は第2保険期間以後、「受け取るタイプ」は被保険者の年齢が106歳に達した日以後は、市場価格調整を行いません。したがって、解約返戻金額は積立金額と同額となります。

■解約返戻金の計算方法

●解約返戻金額は保険契約の型と保険期間ごとに次のとおりとなります。

保険契約の型	保険期間	解約返戻金の計算方法
増やすタイプ	第1保険期間	以下のいずれか小さい金額とします。 ・解約計算日*1における積立金額×(1－市場価格調整率(注)) ・基本保険金額×(1－市場価格調整率) (注)「市場価格調整率」は、以下の算式により計算された率とします。 $1 - \frac{\left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率} * 2}{1 + \text{解約計算日に定める利率} * 3 + \frac{\text{解約計算日に明治安田が定める率} * 4}{12}} \right) \times \frac{\text{残存月数} * 5}{12}}$
	第2保険期間	積立金と同額となります。
受け取るタイプ	第1保険期間	以下のいずれか小さい金額とします。 ・解約計算日*1における積立金額×(1－市場価格調整率(注)) ・基本保険金額×(1－市場価格調整率) (注)「市場価格調整率」は、以下の算式により計算された率とします。ただし、解約計算日が予定利率計算基準日から直後の月単位の契約応当日の前日までの場合は、市場価格調整率を0とします。 $1 - \frac{\left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率} * 2}{1 + \text{解約計算日に定める利率} * 3 + \frac{\text{解約計算日に明治安田が定める率} * 4}{12}} \right) \times \frac{\text{残存月数} * 5}{12}}$
	第2保険期間	積立金と同額となります。
贈るタイプ	第1保険期間	次によって計算される金額とします。 ・解約計算日*1の直前の生存給付金支払日*6における積立金額×(1－市場価格調整率(注)) (注)「市場価格調整率」は、以下の算式により計算された率とします。 $1 - \frac{\left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率} * 2}{1 + \text{解約計算日に定める利率} * 3 + \frac{\text{解約計算日に明治安田が定める率} * 4}{12}} \right) \times \frac{\text{残存月数} * 5}{12} \times \text{調整係数} * 7$
	第2保険期間	積立金と同額となります。

- *1 所定の書類が明治安田に到達した日、または、明治安田の定める方法により解約手続きが完了した日をいいます。
- *2 解約計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。
- *3 指定通貨に応じて、解約計算日に明治安田が定める利率とします。
- *4 解約返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と解約計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約返戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数(0.10%を上限として明治安田が定めた率)を設定しています。
このため、契約時の市場金利と解約計算日の市場金利が同一であっても、解約計算日の積立金に対して残存年数ごとに所定の率が控除されます。

次ページへつづく

つづき

解約計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例

タイプ	第1 保険 期間	利率	残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
増やす タイプ	5年	3.00%	控除率						0.49%	0.39%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%
	7年	3.00%					0.68%	0.59%	0.49%	0.39%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%
	10年	3.50%		0.97%	0.87%	0.77%	0.68%	0.58%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%
受け取る タイプ	10年	3.50%	控除率	0.97%	0.87%	0.77%	0.68%	0.58%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%

タイプ	第1 保険 期間	利率	残存年数										
			控除率										
贈る タイプ	4年	1.00%	残存年数						4年	3年	2年	1年	0年
			控除率						0.20%	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%
	9年	2.00%	残存年数	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
			控除率	0.44%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%
	14年	1.50%	残存年数						14年	13年	12年	11年	10年
			控除率						0.69%	0.64%	0.59%	0.55%	0.50%
			残存年数	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
			控除率	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%
	19年	1.50%	残存年数	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	10年
			控除率	0.94%	0.89%	0.84%	0.79%	0.74%	0.69%	0.64%	0.59%	0.55%	0.50%
			残存年数	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
			控除率	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%

- ※利率は控除率例における「予定利率」「解約計算日に定める利率」を表示しています。
- ※残存年数は第1保険期間満了日までの年数を表示しています。
- ※控除率は残存月数を残存年数×12カ月として算定し、それぞれ小数第3位以下を切り上げて表示しています。
- ※受け取るタイプの控除率は「定額プラン」「10年ごと充実プラン」ともに同一の数値となります。
- ※贈るタイプは1月支払機能なし、終身保障倍率0倍の場合を表示しています。
- *5 解約計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいいます。ただし、贈るタイプで、終身保障倍率0倍かつ、生存給付金の1月支払機能を活用した場合の「残存月数」は、最後の生存給付金支払日の前日までの月数をいいます。なお、「残存月数」に1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- *6 解約計算日の直前の生存給付金支払日がない場合は、契約日とします。
- *7 第1保険期間および終身保障倍率に応じて、明治安田が定めた係数とします。

■ 配当金

- 配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします。ただし、**資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。**
- 配当金は明治安田所定の利率*で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いするときにあわせてお支払いします。
*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。
適用される利率については明治安田ホームページ(裏表紙参照)をご覧ください。

この商品は、「為替リスク」「金利変動リスク」により損失が生じるおそれがあります。

 **参照** 「為替リスク」「金利変動リスク」についてくわしくは、41ページをご覧ください。

この商品にかかる費用は「契約初期費用」「保険契約関係費用」「外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額となります。

 **参照** 諸費用についてくわしくは、41・42ページをご覧ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この商品にかかるリスク(損失が生じるおそれ)について

この商品は、「為替リスク」および「金利変動リスク」があります。これらのリスクはご契約者または受取人が負います。

為替リスク

- ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金等をお支払いする際の為替レートで円換算した金額は、ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金等を下回るおそれがあります。
- さらに、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料(円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、損失が生じるおそれもあります。

金利変動リスク(市場価格調整)

- 解約・減額する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。このため、保険契約の型(タイプ)に応じて所定の期間は、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「保険契約にかかる費用」「外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額を負担していただきます。

保険契約にかかる費用

契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用であり、基本保険金額に対して以下の契約初期費用率を乗じた金額を契約時に控除します。

増やすタイプ

第1保険期間	5年	7年	10年
契約初期費用率	2.0%	2.8%	4.0%

つづき

受け取るタイプ

被保険者の契約年齢	契約初期費用率	被保険者の契約年齢	契約初期費用率	被保険者の契約年齢	契約初期費用率
0～65歳	4.40%	72歳	3.46%	79歳	3.32%
66歳	4.22%	73歳	3.44%	80歳	3.30%
67歳	4.04%	74歳	3.42%	81歳	3.28%
68歳	3.86%	75歳	3.40%	82歳	3.26%
69歳	3.68%	76歳	3.38%	83歳	3.24%
70歳	3.50%	77歳	3.36%	84歳	3.22%
71歳	3.48%	78歳	3.34%	85歳	3.20%

贈るタイプ

基本保険金額に対して以下の契約初期費用率を乗じた金額を上限として、契約時に控除します。

※契約初期費用率は、予定利率、第1保険期間(生存給付金支払回数)によって異なりますのですべてを表示してはおりません。

第1保険期間(生存給付金支払回数)	4年(5回)	9年(10回)	14年(15回)	19年(20回)
契約初期費用率	1.21%(上限)	4.40%(上限)	4.95%(上限)	5.50%(上限)

保険契約関係費用

ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用であり、積立金から毎年控除します。被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示していません。

保険契約にかかる費用は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金額・定期支払金額・生存給付金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

外貨のお取り扱いにかかる費用

お払い込み時にかかる費用

- 円でお払い込みいただいた一時払保険料を指定通貨に換算する際に適用する円入金特約における為替レート(円→指定通貨)には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	TTM+25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値(TTM)は、明治安田の指定する金融機関が公示する値になります。

お受け取り時にかかる費用

- 死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金等を円に換算する際に適用する円支払特約における為替レート(指定通貨→円)には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円支払特約における為替レート	TTM-25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値(TTM)は、明治安田の指定する金融機関が公示する値になります。

※明治安田所定の為替レートの算出式(TTM-25銭)は将来変更される場合があります。

- 一時払保険料を指定通貨でお払い込みいただく場合、および死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となる場合があります(取扱金融機関により異なります)。

1

8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除を
することができます(クーリング・オフ制度)

- ご契約の申込日または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます)であれば、**書面または電磁的記録*によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」)**をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。

*電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、明治安田ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下「専用申出フォーム」)からお申し出いただく方法を設定しております。

- クーリング・オフのお申し出をされた場合に返金する金銭は、明治安田に保険料としてお払い込みいただいた通貨で返金するため、円入金特約が付加されているかによりお返しする通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料のお払い込み	クーリング・オフに伴うご返金
円入金特約を付加する場合	円貨*1	円貨*3
円入金特約を付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- *1 円入金特約付加に伴う所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。
 *2 金融機関代理店で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から明治安田所定の口座へ振込を行うための、所定の手数料が発生します。
 *3 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を返金いたします。
 *4 **外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、外貨での返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店で外貨に両替した場合)、以下により、返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。**
 ①円貨から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
 ②外貨から円貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
 ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
 ④為替差損(為替差益)

※お申し込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。

書面によるお申し込みの撤回等の場合は、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田あて上記期限内に発信してください。

- ①契約者の氏名(自署)・フリガナ・住所・電話番号
 ②保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者
 ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、
 預金種目、口座番号、口座名義人氏名[カナ・漢字])
 ③お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11

明治安田生命保険相互会社
 金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、
 封書によるお申し出をおすすめします。

お申し込みの撤回等の書面記入例

明治安田生命保険相互会社 行
 私は20〇〇年〇月〇日に〇〇銀行〇〇支店にて
 申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者(契約者) フリガナ 〇〇〇〇〇
 商品名 〇〇〇〇〇
 一時払保険料 〇〇〇,〇〇〇
 (お払い込みの通貨でご記入ください)

返金先口座 〇〇銀行 〇〇支店
 (契約者 普通 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 ご本人口座に 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 限ります) 口座名義人 フリガナ 〇〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 (日中連絡先を記載ください)
 氏名 〇〇〇〇〇
 (ご契約者が自署してください)

- Q 参照 クーリング・オフ制度についてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

2

告知について

- この保険の契約に際して、ご契約者および被保険者の告知は不要です。

※告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴等、明治安田がおたずねする重要なことからについて、事実をありのままにお知らせいただくことです。

3

一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときから、
明治安田はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

- お申し込みいただいたご契約を明治安田が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

4

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります

- 免責事由に該当する場合(例：責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人、または生存給付金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

- この保険は、いつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

この保険には**お客さまにご負担いただく諸費用や市場価格調整があるため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

Q 参照 お客さまにご負担いただく諸費用については41・42ページをご覧ください。

Q 参照 解約返戻金額の計算方法については37・38ページをご覧ください。

- 基本保険金額の減額は、以下の内容で取り扱います。この場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとし、定期支払金額、生存給付金基準額、死亡保険金額および円建上限額(指定がある場合)も、その割合に応じて減額されます。

保険契約の型	増やすタイプ	受け取るタイプ	贈るタイプ
減額後の最低基本保険金額	2万指定通貨	2万指定通貨	3万指定通貨*
取扱単位	1,000指定通貨	1,000指定通貨	1,000指定通貨

* 減額後の金額が以下のいずれも満たす必要があります。

- ① 生存給付金基準額は5,000指定通貨以上
- ② 円建上限額は50万円以上1億円以下(指定がある場合)
- ③ 第2保険期間開始時の死亡保険金額は、1万指定通貨以上(終身保障倍率0倍の場合を除く)

- この商品は**外貨建のため為替リスクがあります。**
- ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金・定期支払金・生存給付金や解約返戻金をお支払いする際の為替レートで円換算した金額は、ご契約時の為替レートで円換算した保険金額や解約返戻金額等を下回るおそれがあります。
さらに、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料(円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- この為替リスクは、ご契約者または受取人が負います。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

- 明治安田は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細に関するお問い合わせ先:

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

〔月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〕

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回ることがあります。
 - 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

- 電話での解約手続きには、送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワード受信のための携帯電話番号の事前登録が必要です。
- お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- 明治安田からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(裏表紙参照)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

- 明治安田は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

- 円入金特約・円支払特約を付加・適用する等して、円で金銭の授受を行った場合は、その金額がそのまま課税の基準となります。
- 指定通貨で金銭の授受を行った場合は、以下の基準により指定通貨を円に換算して、円建の生命保険と同様に取り扱います。

項目	為替レート適用日	適用する為替レート
保険料	明治安田が保険料を受け取った日	最終対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
死亡保険金	【相続税・贈与税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日	最終対顧客電信買相場 (TTB)
	【所得税(一時所得)・住民税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日	最終対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
解約返戻金	【所得税(一時所得)・住民税の対象となる場合】 解約計算日	最終対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
	【所得税・住民税(源泉分離課税)の対象となる場合】 解約計算日	最終対顧客電信買相場 (TTB)
生存給付金	【所得税(雑所得)・住民税の対象となる場合】 生存給付金支払事由該当日	最終対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
	【所得税・住民税(源泉分離課税)の対象となる場合】 生存給付金支払事由該当日	最終対顧客電信買相場 (TTB)
	【贈与税の対象となる場合】 生存給付金支払事由該当日	最終対顧客電信買相場 (TTB)
定期支払金	定期支払金支払事由該当日	最終対顧客電信売買相場仲値 (TTM)

生命保険料控除について

お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

解約返戻金にかかる税金について

ご加入いただいている保険契約の型に応じて、次のとおり異なります。

- **増やすタイプ** **受け取るタイプ**

所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税の対象となります。

贈るタイプ

ご契約後の期間などによって、次のとおり異なります。

ご契約後の期間	税の種類	
	終身保障倍率 0倍	終身保障倍率 2.5倍、5倍
契約日から5年以内	所得税・住民税(源泉分離課税)	所得税(一時所得)・住民税
契約日から5年超	所得税(一時所得)・住民税	

※所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

- 所得税・住民税(源泉分離課税)は、解約差益に対し、一律20%(所得税15%、住民税5%)の源泉分離課税が適用されます。
- 所得税には、復興特別所得税があわせて課税されます。
- 所得税(一時所得)は以下の課税対象額が他の所得と合算されて課税されます。

課税対象額＝{解約返戻金－必要経費*(既払込保険料)－特別控除(50万円限度)}×1/2
*「必要経費」とは既払込保険料です。ただし、減額された際の必要経費は、返戻金が既払込保険料以下の場合、返戻金と同額となり課税所得は発生しません(最終的に解約返戻金受取時に清算されます)。
*定期支払金や生存給付金のお受け取りがある場合は、既払込保険料から既に受け取られた定期支払金や生存給付金に対する必要経費合計額が差し引かれます。

死亡保険金にかかる税金について

ご契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

※ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

【ご契約例】

	ご契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

※所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

生存給付金にかかる税金について(贈るタイプのみ)

ご契約者・生存給付金受取人の関係などによって、次のとおり異なります。

	税の種類		
	終身保障倍率が0倍、かつ、 生存給付金支払回数が5回		左記以外
ご契約者と生存給付金受取人が 同一の場合	1～4回目	所得税(雑所得)・住民税	所得税(雑所得)・住民税
	5回目	所得税・住民税 (源泉分離課税)	
ご契約者と生存給付金受取人が 異なる場合	贈与税		

※所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

生存給付金のお支払いにかかる税金について

- ・ご契約者と生存給付金受取人が異なる場合、生存給付金は贈与税の対象となります。
- ・ただし、ご契約時に円建上限額を指定した場合で、最終回の生存給付金のお受け取り時にご契約者本人の受け取りが発生したときは、ご契約者本人が受け取った分については所得税(雑所得)・復興特別所得税・住民税*の対象となります。

*終身保障倍率が0倍かつ生存給付金支払回数が5回の場合、最終回にご契約者本人が受け取った分については、所得税・住民税(源泉分離課税)の対象となります。

贈与税について

- ・贈与税の対象となる場合、受贈者一人につき合算して年間110万円までの基礎控除があります。
 - ― 相続時精算課税制度を選択されている場合、同じ贈与者からの贈与について贈与税の基礎控除(年間110万円)はありません。
 - ― 相続開始前一定期間に贈与を受けた財産は、相続税の対象となります。相続税の対象となった贈与財産に対して贈与税が課税されていた場合は、その金額は相続税の計算上控除することができます。

- 所得税(雑所得)は以下の課税対象額が他の所得と合算されて課税されます。

課税対象額＝毎年の生存給付金の円換算額－必要経費*1

*1 必要経費は以下のとおり計算されます。

必要経費＝生存給付金の円換算額×必要経費割合(注)

(注)必要経費割合の計算式：

一時払保険料の円換算額*2

初回の生存給付金の円換算額*3×(生存給付金支払回数+終身保障倍率)

*2 円入金特約付加の場合は一時払保険料。外貨入金の場合は保険料受領日の最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)で円換算した金額。

*3 10営業日分の利息は含まれません。

【ご参考】 生存給付金受取時の雑所得金額の計算例

【例】一時払保険料の円換算額 1,000万円／初回の生存給付金の円換算額 85万円／生存給付金支払回数10回／終身保障倍率2.5倍の場合

1回目の生存給付金受取時の計算は

雑所得金額＝生存給付金の円換算額－必要経費

＝850,000円－807,500円

＝42,500円

必要経費＝850,000円×必要経費割合(注) (注)必要経費割合の計算式： $\frac{1,000\text{万円}}{85\text{万円}\times(10\text{回}+2.5\text{倍})}$

＝850,000円×0.95(必要経費割合は小数第3位以下を切り上げ)

＝807,500円

- 所得税・住民税(源泉分離課税)は、課税対象額に対し、一律20%(所得税15%、住民税5%)の源泉分離課税が適用されます。
- 所得税には、復興特別所得税があわせて課税されます。

■ 定期支払金にかかる税金について(受け取るタイプのみ)

定期支払金と必要経費の差額が、所得税(雑所得)・復興特別所得税・住民税の対象となります。

課税対象額＝毎年の定期支払金の円換算額－必要経費*1

必要経費は以下のとおり計算されます。

*1 必要経費＝定期支払金の円換算額×必要経費割合(注)

(注) 必要経費割合の計算式：
$$\frac{\text{一時払保険料の円換算額*2}}{\text{定期支払金受取予定総額*3} + \text{基本保険金額*4}}$$

*2 円入金特約付加の場合は一時払保険料。外貨入金の場合は、保険料受領日の最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)で円換算した金額。

*3 契約日から被保険者の年齢・性別ごとの余命年数の間に受け取る、毎年の定期支払金および「10年ごと定期支払金」の総額(第1回の定期支払金支払時における円換算額をもとに計算)。

*4 基本保険金額を第1回の定期支払金支払日の最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)で円換算した金額。

【ご参考】 定期支払金受取時の雑所得金額の計算例

【定額プランの例】

被保険者の契約年齢70歳・女性／一時払保険料および基本保険金額の円換算額1,000万円／定期支払金の円換算額30万円の場合

1回目の定期支払金受取時(71歳・余命年数14年)の計算は

雑所得金額＝定期支払金の円換算額－必要経費
＝300,000円－213,000円＝**87,000円**

必要経費＝300,000円×必要経費割合(注) (注) 必要経費割合の計算式：
$$\frac{1,000\text{万円}}{420\text{万円}(30\text{万円} \times 14\text{年}) + 1,000\text{万円}}$$

＝300,000円×0.71(必要経費割合は小数第3位以下を切り上げ)
＝213,000円

【10年ごと充実プランの例】

被保険者の契約年齢70歳・女性／一時払保険料および基本保険金額の円換算額1,000万円／定期支払金の円換算額15万円、「10年ごと定期支払金」の円換算額150万円の場合

1回目の定期支払金受取時(71歳・余命年数14年)の計算は

雑所得金額＝定期支払金の円換算額－必要経費
＝150,000円－112,500円＝**37,500円**

必要経費＝150,000円×必要経費割合(注) (注) 必要経費割合の計算式：
$$\frac{1,000\text{万円}}{345\text{万円}(15\text{万円} \times 13\text{年} + 150\text{万円} \times 1\text{年}) + 1,000\text{万円}}$$

＝150,000円×0.75(必要経費割合は小数第3位以下を切り上げ)
＝112,500円

「10年ごと定期支払金」受取時の計算は

雑所得金額＝「10年ごと定期支払金」の円換算額－必要経費
＝1,500,000円－1,125,000円＝**375,000円**

必要経費＝1,500,000円×必要経費割合(0.75)
＝1,125,000円

【余命年数表(「所得税法施行令 別表余命年数表」より抜粋)】

年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
1歳	74	79	23歳	52	58	45歳	32	36	67歳	14	17
2歳	73	78	24歳	51	57	46歳	31	36	68歳	13	16
3歳	72	77	25歳	50	56	47歳	30	35	69歳	12	15
4歳	71	77	26歳	50	55	48歳	29	34	70歳	12	14
5歳	70	76	27歳	49	54	49歳	28	33	71歳	11	14
6歳	69	75	28歳	48	53	50歳	27	32	72歳	10	13
7歳	68	74	29歳	47	52	51歳	26	31	73歳	10	12
8歳	67	73	30歳	46	51	52歳	25	30	74歳	9	11
9歳	66	72	31歳	45	50	53歳	25	29	75歳	8	11
10歳	65	71	32歳	44	49	54歳	24	28	76歳	8	10
11歳	64	70	33歳	43	48	55歳	23	27	77歳	7	9
12歳	63	69	34歳	42	47	56歳	22	26	78歳	7	9
13歳	62	68	35歳	41	46	57歳	21	25	79歳	6	8
14歳	61	67	36歳	40	45	58歳	20	25	80歳	6	8
15歳	60	66	37歳	39	44	59歳	20	24	81歳	6	7
16歳	59	65	38歳	38	43	60歳	19	23	82歳	5	7
17歳	58	64	39歳	37	42	61歳	18	22	83歳	5	6
18歳	57	63	40歳	36	41	62歳	17	21	84歳	4	6
19歳	56	62	41歳	35	40	63歳	17	20	85歳	4	5
20歳	55	61	42歳	34	39	64歳	16	19	86歳	4	5
21歳	54	60	43歳	33	38	65歳	15	18			
22歳	53	59	44歳	32	37	66歳	14	18			

※ 本書面に記載されている税務の取り扱いについては、2025年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更にともない、保険料のお払い込み、保全お手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。

なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

12

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

■ ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容の照会、各種お手続きについては、「明治安田コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

■ この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

■ 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり 定款・約款(MY Web約款)のご案内

「ご契約のしおり 定款・約款」は以下の2種類の方法でご確認いただけます。

1 二次元コード(下記コード)



こちらからアクセスして、

「いつでも」「どこでも」「簡単に」

ご確認ください



2 明治安田ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)からもご確認いただけます。

明治安田トップページの「コンテンツ」から



■「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望のお客さま

- ・お申し込み手続きの際に、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子のご希望を確認させていただいております。ご希望いただきました保険契約者さまには、後日送付いたします。
- ・お申し込み後でも、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、明治安田コミュニケーションセンターへお申し出ください。

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

MEMO

お客さま専用サイト MYほけんページの初期登録の方法

お客さま専用サイト「MYほけんページ」についてくわしくは21ページへ

STEP 1 「MYほけんページ」紹介ページへアクセス

- 1 お手元に「MYほけんページIDのお知らせ」をご準備ください。

▼MYほけんページIDのお知らせ

MYほけんページID 999-9999-9999-99999



- ★契約成立後、2週間程度で発送しますので、到着後は大切に保管ください。
- ★封書で通知される場合があります。

- 2 スマートフォンで二次元コードを読み取り、当社公式ホームページ内の「MYほけんページ」紹介ページへアクセスしてください。

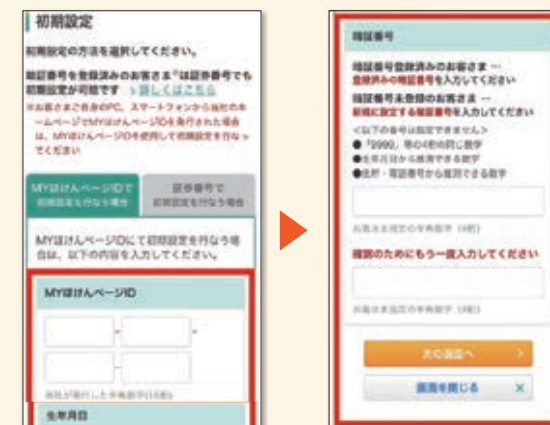


STEP 2 初期設定

- 3 「新規登録」を押下後、「②ログインパスワード登録」まで画面をスクロールしてください。登録済みの暗証番号(4桁)を「覚えている」、ログインパスワードについて「初めての登録」を押下ください。



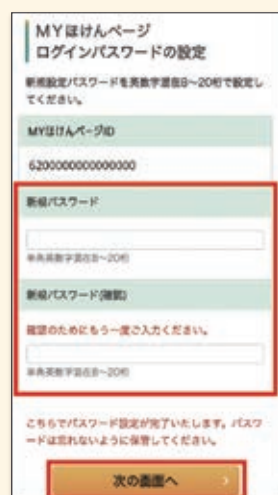
- 4 「MYほけんページID」、「生年月日」、「登録済みの暗証番号(4桁)★」を入力し、「次の画面へ」を押下ください。



- ★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 3 ログインパスワードの設定

- 5 「ログインパスワード」を設定してください。英数字混在8~20桁で入力後、「次の画面へ」を押下ください。



「ログインパスワード」の設定が完了したら、「ログイン」を押下ください。「ログインパスワード」は忘れないようにメモをとるなど、お客さまご自身で管理ください。

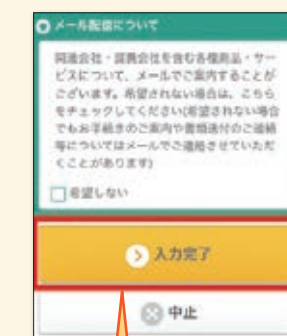
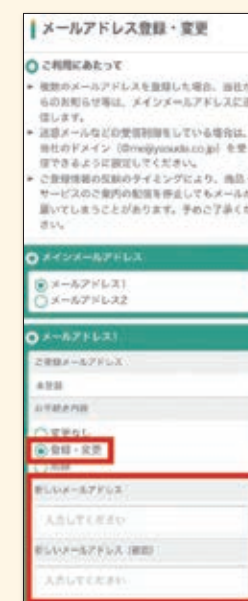
- 6 4で入力した「登録済みの暗証番号(4桁)★」を再入力し、「送信」を押下ください。



- ★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 4 メールアドレスの登録

- 7 メールアドレスの登録をしてください。「登録・変更」にチェックを入れ、メールアドレスを入力してください。



「入力完了」を押下すると「MYほけんページ」のご利用が可能になります。

*これらのサービスは、2025年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 告知について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾し

たときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00

(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

募集代理店

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>